

広島都心地域都市再生安全確保計画

令和4年3月 策定

(第4版 令和7年3月改定)

広島都心地域都市再生緊急整備協議会

目 次

はじめに	1
用語の定義	2
第1章 都市再生安全確保計画について	3
1. 計画策定の意義	3
2. 計画の対象区域	3
第2章 地区の現状と被害想定	4
1. 地区の現状	4
(1) 人口・交通の状況	4
(2) 建物の立地状況	7
(3) 都市機能の状況	9
(4) 防災関連施設の設置状況	15
(5) エリアマネジメント等の取組状況	17
(6) 事業者の防災対応の状況	18
2. 被害想定	22
(1) 対象とする災害	22
(2) 想定とする地震と被害想定	22
(3) 被災シナリオ	25
第3章 課題と取組方針	36
1. 課題整理	36
2. 取組方針	37
(1) 地区の将来像	37
(2) 将来像を実現するための目標と取組方針	37

第4章 目標を達成するための具体的な取組	41
1. 都市再生安全確保施設の整備及び管理等	41
(1) 一時退避場所	41
(2) 帰宅困難者一時滞在施設等	44
2. 滞在者等の安全を確保するために実施する事業	49
3. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及び事項	50
(1) 基本的な考え方	50
(2) 平常時に実施する備え	52
(3) 発災時に実施する事務	60
(4) その他防災性の向上のために必要な事項	62
第5章 計画の実現に向けて	63
1. 計画の推進体制	63
2. 計画の見直し・変更	64
資料編	65
1. アンケート調査結果	65
2. 都市再生安全確保計画部会構成員名簿	76

▼改定履歴

版数	発行日	主な改定内容	備考
1	令和4年3月17日	－	初版
2	令和5年3月29日	・ 帰宅困難者一時滞在施設の増減 （増：2か所、減：1か所） ・ 一時退避場所の増（整備完了1か所） ・ 帰宅困難者対応ガイドラインの策定	－
3	令和6年3月29日	・ 一時退避場所及び帰宅困難者一時滞在施設の増（一部整備完了） ・ 安全確保計画部会構成員名簿の修正	－
4	令和7年3月28日	・ 一時退避場所の面積に関する記載を削除 ・ 一時退避場所の減 （減：1か所） ・ 帰宅困難者一時滞在施設の増減 （増：2か所、減：2か所） ・ その他、字句修正	－

はじめに

平成 23 年に発生した東日本大震災の際に、大都市の交通結節点周辺において帰宅困難者等による大きな混乱が発生したことから、大規模な地震の発生を想定した都市の安全確保策が必要であることが指摘されたことを踏まえ、多数の滞留者が存在する都市再生緊急整備地域においては、大規模な地震の発生に備え、官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の滞在者等の安全を確保する必要があるとして、平成 24 年に都市再生特別措置法が改正され、都市再生安全確保計画制度が創設されました。

本市では、平成 15 年 7 月に広島駅周辺地区が、平成 30 年 10 月に紙屋町・八丁堀地区が都市再生緊急整備地域に指定されていましたが、令和 2 年 9 月に両地区を「広島都心地域」に統合した上で、新たに、その一部が特定都市再生緊急整備地域に指定されたことにより、今後、再開発や建替えが進むことによるさらなる滞留者の増加が見込まれることから、滞留者の安全確保の必要性が一層高まっています。また、その地域整備方針においては、大規模な地震などの災害発生時の帰宅困難者や徒歩帰宅者の安全確保が位置付けられています。

こうした中、本市ではこれまでに、平成 13 年 3 月の芸予地震をはじめ、人的・物的被害をもたらした地震が有史以来 10 数回記録されており、今後も、南海トラフ巨大地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道の海域を震源とする地震など、大きな被害をもたらすおそれのある地震の発生が想定されています。

これらを踏まえ、特に多くの滞留者が想定される広島駅を中心とした地区（広島駅周辺地区）と、広島バスセンター、アストラムライン本通駅を中心とした地区（紙屋町・八丁堀地区）の両地区において、新型コロナウイルス等の感染対策も考慮しながら、大規模地震が発生した場合における滞留者の安全の確保を図るための検討を行い、広島都心地域の「都市再生安全確保計画」を策定します。

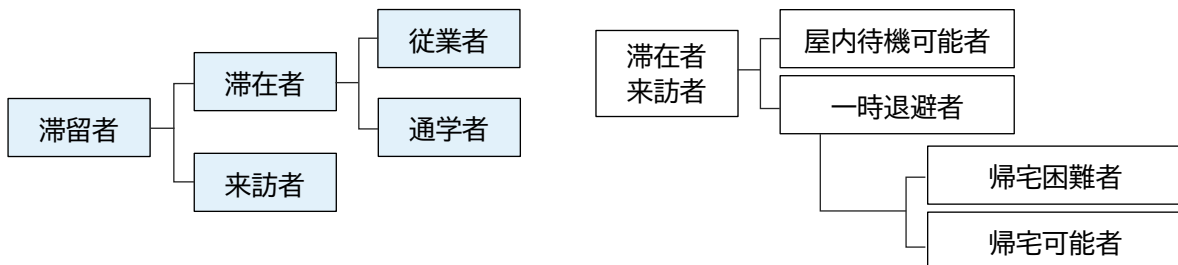
用語の定義

【行動】

避難	大規模災害時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること
退避	大規模災害時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること

【ひと】

滞留者	地区内の居住者を除く滞在者、来訪者
滞在者	地区内に就業、通学の目的で滞在している人
従業者	滞在者のうち、就業を目的とした人
通学者	滞在者のうち、就学を目的とした人
来訪者	地区内に買い物・観光等の目的で来ている人
屋内待機可能者	滞在者のうち、通勤・通学先の建物の安全性が確保されており、建物内で待機することが可能な人
一時退避者	通勤・通学先の建物の安全性が確認できない滞在者及び来訪者
帰宅可能者	一時退避者のうち、自宅までの距離が比較的近いなど、徒歩等による帰宅が可能な人
帰宅困難者	一時退避者のうち、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人



【施設】

指定緊急避難場所	広島市地域防災計画において指定されている、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための施設又は場所
指定避難所	広島市地域防災計画において指定されている、自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在のための施設
帰宅困難者一時滞在施設	民間事業者の協力により、発災から原則 24 時間程度を基本として滞在場所のない帰宅困難者を受け入れるための施設
一時退避場所	大規模災害時に、いったん被災時に居た場所を離れ、その場所の安全が確保されるまでの間、一時的に退避する安全な場所
都市再生安全確保施設	指定緊急避難場所、指定避難所、帰宅困難者一時滞在施設、一時退避場所の総称

第1章 都市再生安全確保計画について

1. 計画策定の意義

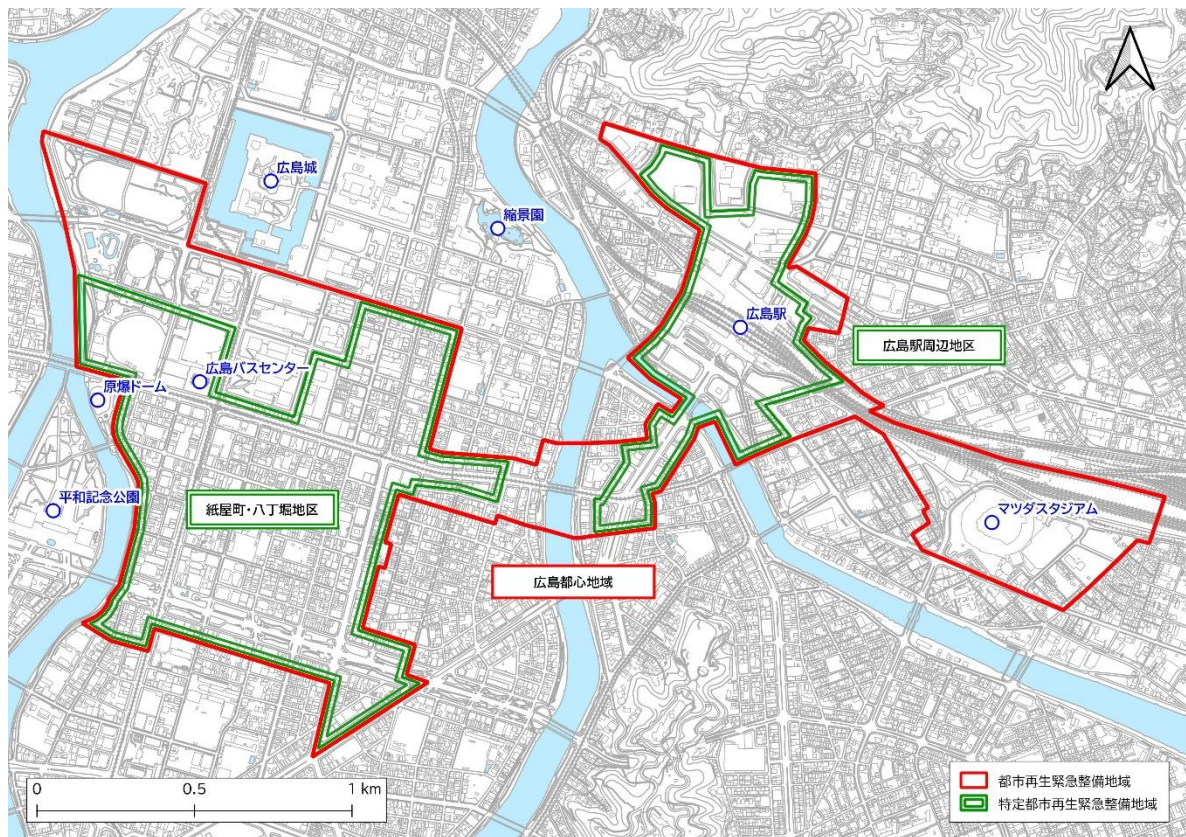
本市では、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を進めています。

広島駅周辺地区は、乗降客数が中四国地方で最も多いJR広島駅を擁する広域交通結節点であり、また、紙屋町・八丁堀地区は、平和を象徴する世界遺産・原爆ドームに隣接し、平和記念公園に連なる平和大通りや河岸緑地など、豊かな水と緑に囲まれる中四国最大の業務・商業集積地であることから、多くの従業者や買い物、観光、出張などの来訪者が存在します。

こうした中で、当該地区において大規模な地震等の災害が発生した場合、人的・建物被害に加え、公共交通機関の停止により多くの帰宅困難者が発生することが想定されます。こうした、発災時の混乱を抑制し、帰宅困難者を適切に保護・支援するため、行政機関や民間事業者等の連携・協力による災害対策をとりまとめた「都市再生安全確保計画」（以下「本計画」という。）を策定し、災害に強い、安全・安心な都市環境の形成を図るものです。

2. 計画の対象区域

本計画は、特定都市再生緊急整備地域である「広島駅周辺地区」及び「紙屋町・八丁堀地区」を中心とした、都市再生緊急整備地域（広島都心地域）全体を対象とします。



第2章 地区の現状と被害想定（計画策定時点）

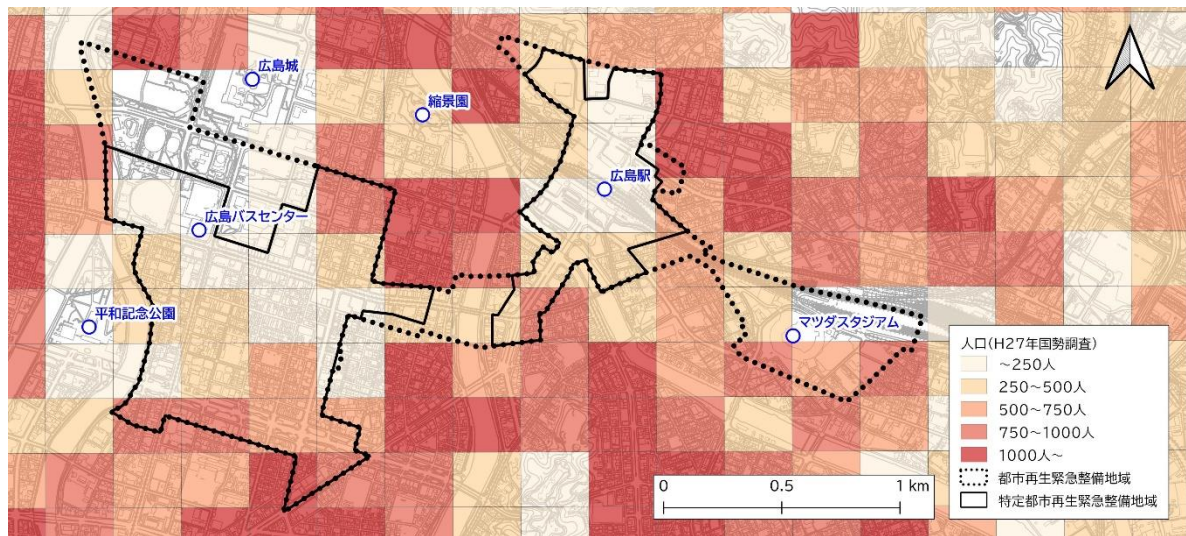
1. 地区の現状

(1)人口・交通の状況

ア 人口・従業者数

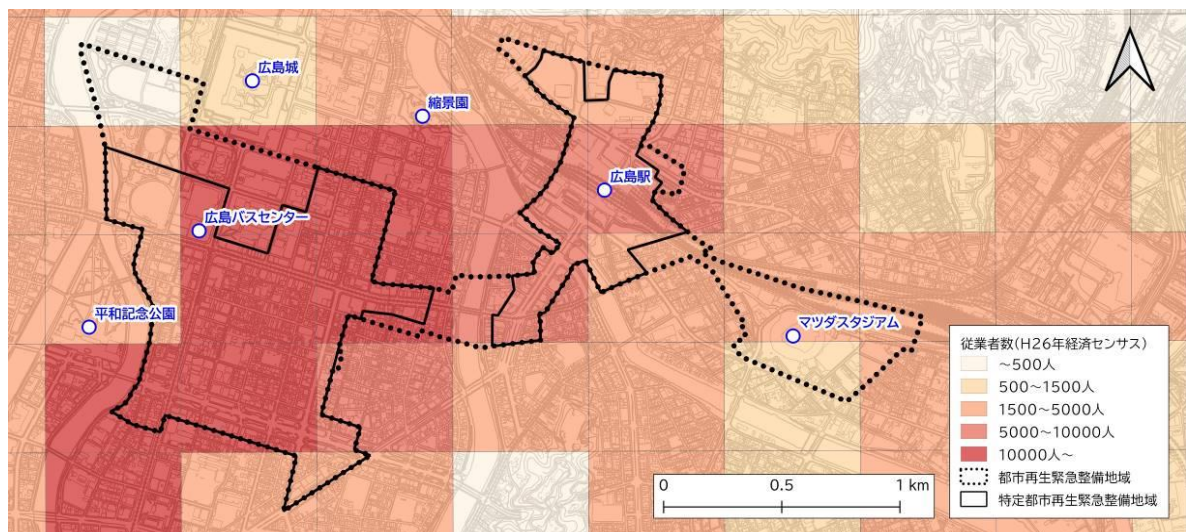
- 対象区域は、その周辺に比べ居住者の人口密度が低い一方で、従業者の密度が高く、特に紙屋町・八丁堀地区は従業者の人口密度が高いエリアとなっています。

図 人口（平成 27 年）



（資料）平成 27 年国勢調査

図 従業者数（全産業）（平成 26 年）

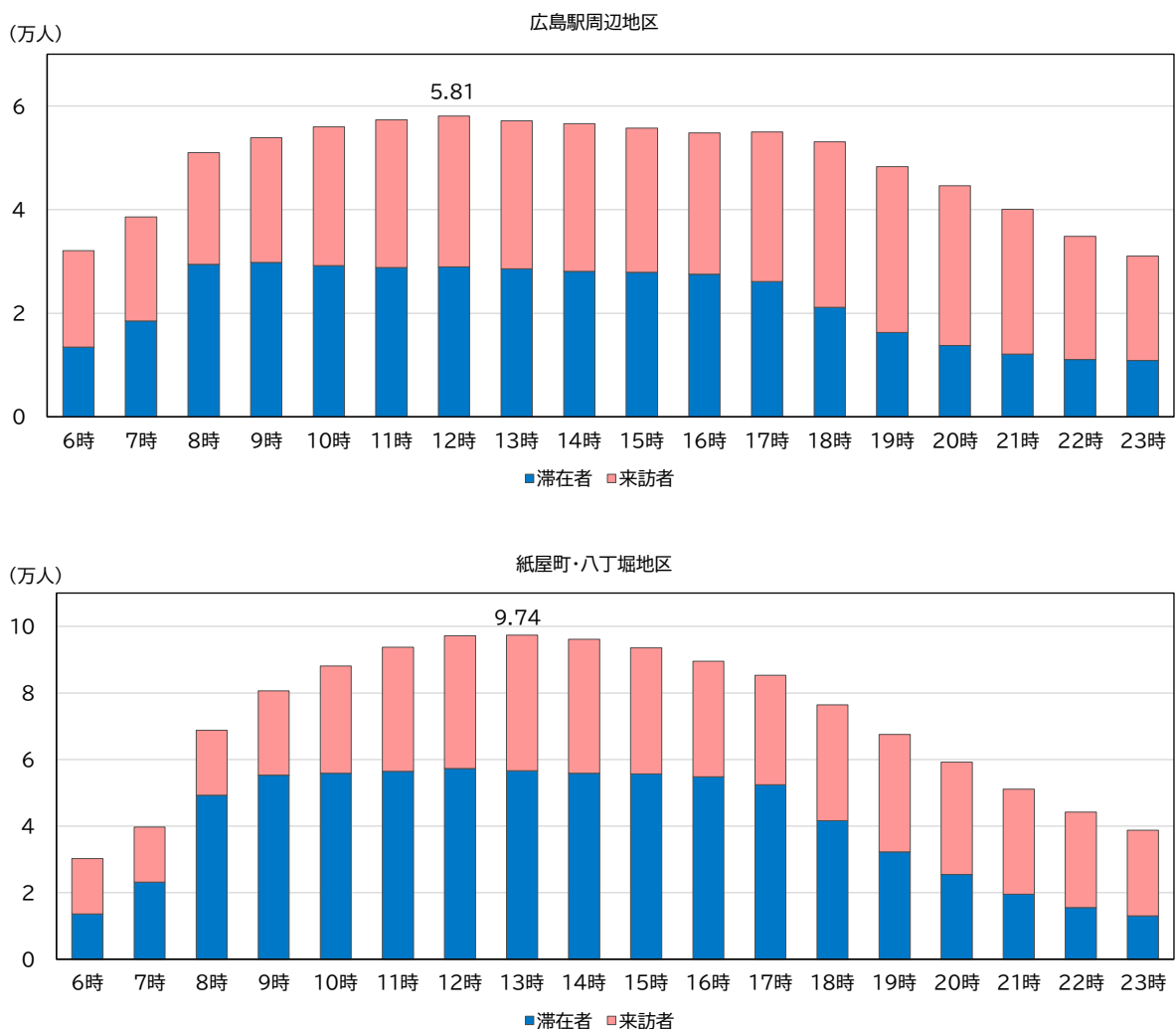


（資料）平成 26 年経済センサス

イ 滞留者数

- 対象区域^{※1}の時間帯別滞留者数は日中に多く、12時台に広島駅周辺地区で約5.81万人、13時台に紙屋町・八丁堀地区で約9.74万人とピークを迎えるなど、特に正午前後の滞留者数が最も多くなっています。
- 滞留者に占める滞在者（従業者・通学者）の割合は、日中は広島駅周辺地区で約5割、紙屋町・八丁堀地区で約6割ですが、16時台以降は減少し、来訪者の割合が増加しています。

図 時間帯別滞留者数



(資料) KDDI・技研商事インターナショナル「KDDI Location Analyzer^{※2}」、平成27年国勢調査

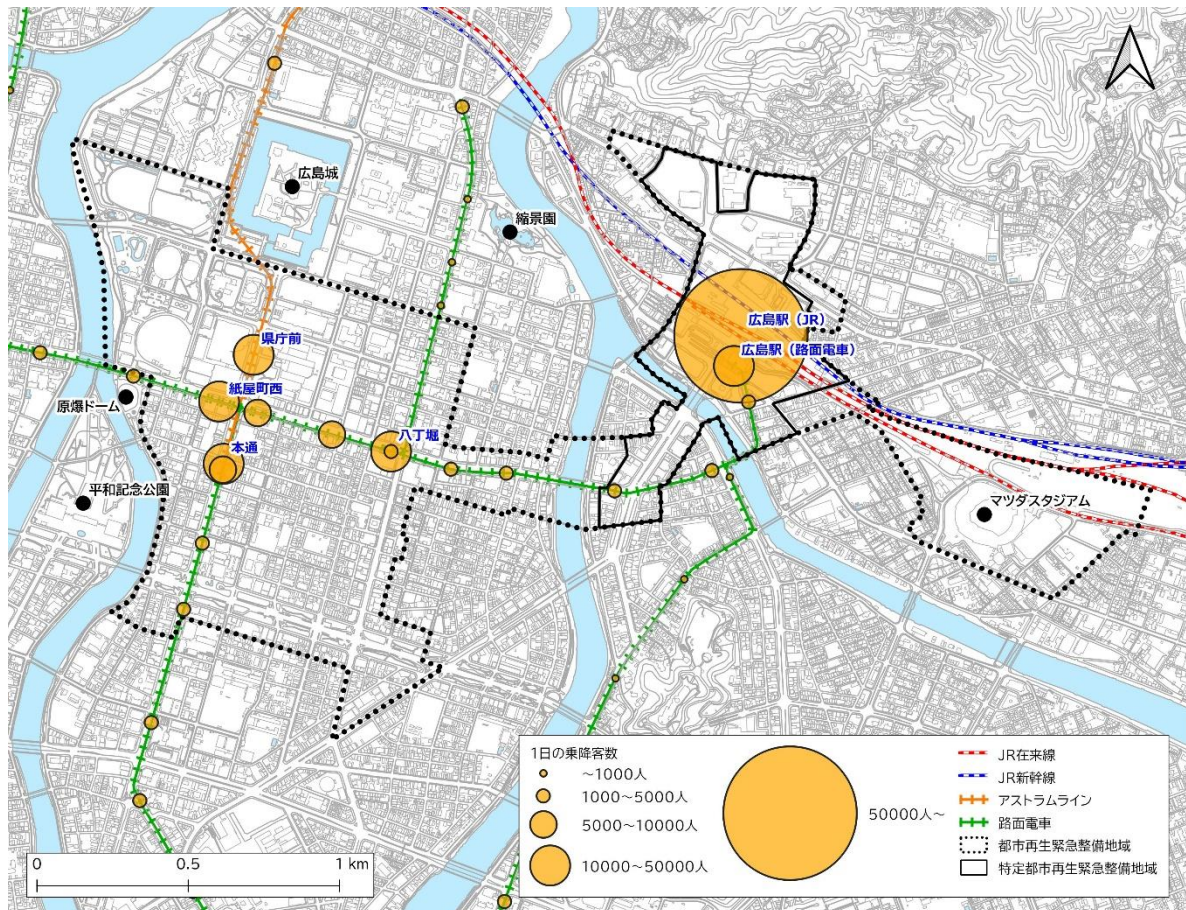
※1 広島駅周辺地区は広島駅、紙屋町・八丁堀地区は紙屋町交差点から概ね半径1kmの範囲

※2 auスマートフォンユーザーのうち個別同意を得たユーザー（10代以下を除く）を対象に、個人を特定できない処理を行って集計及び推計を行っている。

ウ 軌道系交通利用者数

- 対象区域内には、1日約15万人が乗降する中国地方最大の旅客駅であるJR広島駅の他に、1日1万人以上が乗降する路面電車やアストラムラインの駅が複数立地しています。

図 1日の駅別乗降客数（令和元年度）



（資料）国土数値情報 駅別乗降客数データ（令和元年度）

(2)建物の立地状況

ア 建物用途

- 対象区域には中四国地方で最大の通行量を誇る商店街や大型商業施設等に加えて、企業の本社・支社、官公庁施設等が集積しており、特に、紙屋町・八丁堀地区は中四国地方最大の業務・商業集積地となっています。

図 主な建物用途（敷地単位）

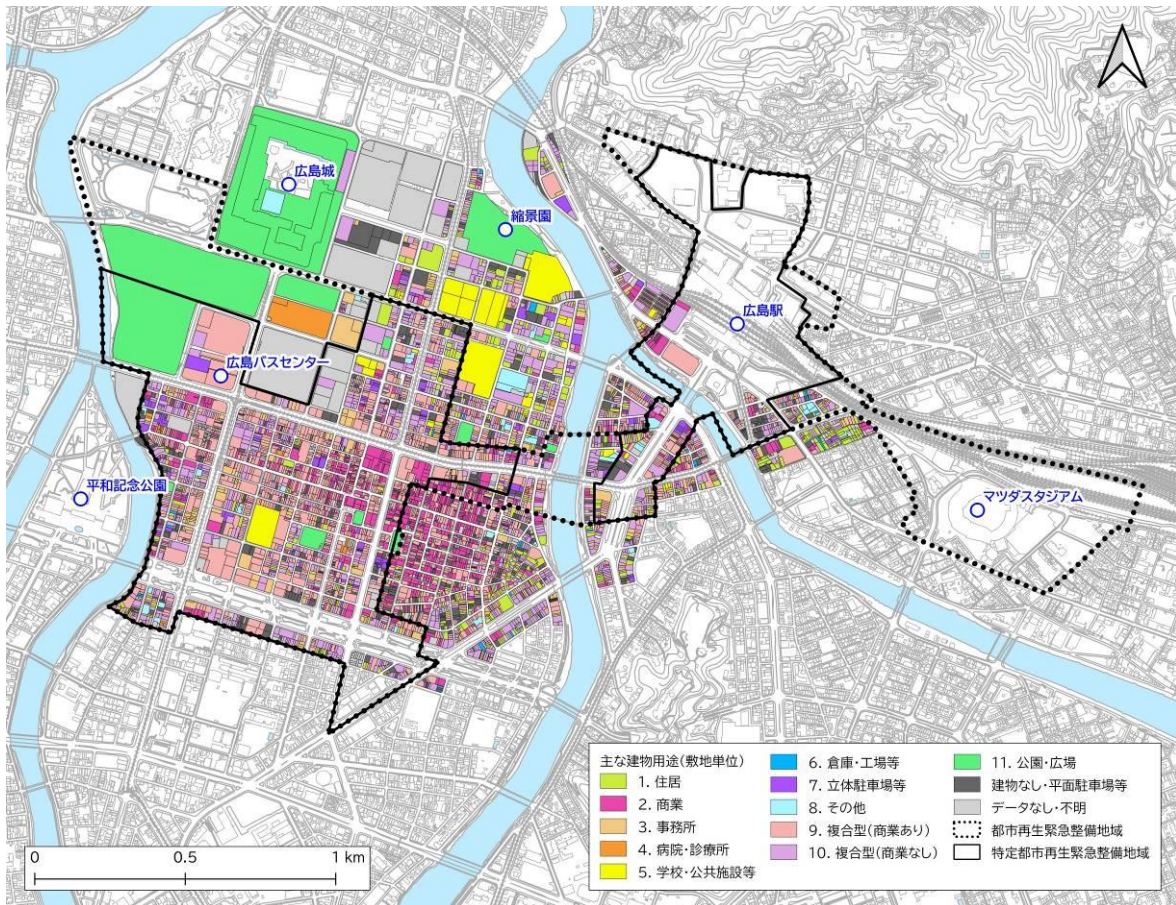
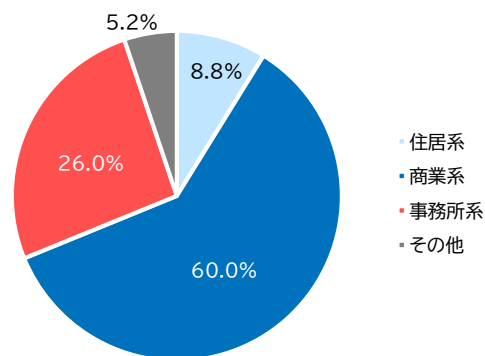


図 主な建物用途割合（建物件数ベース）



(資料) 平成 26 年度広島市都心部実態調査

イ 建築時期

- 対象区域では、建築基準法における耐震基準が改正された昭和56年以前に建築された建物が4割以上を占めており、耐震改修等が未実施の建物もあります。
- また、更新時期を迎える建物も多く、こうした古い建物は、災害時に倒壊等の被害が発生するおそれもあります。

図 平均建築年数（敷地単位）

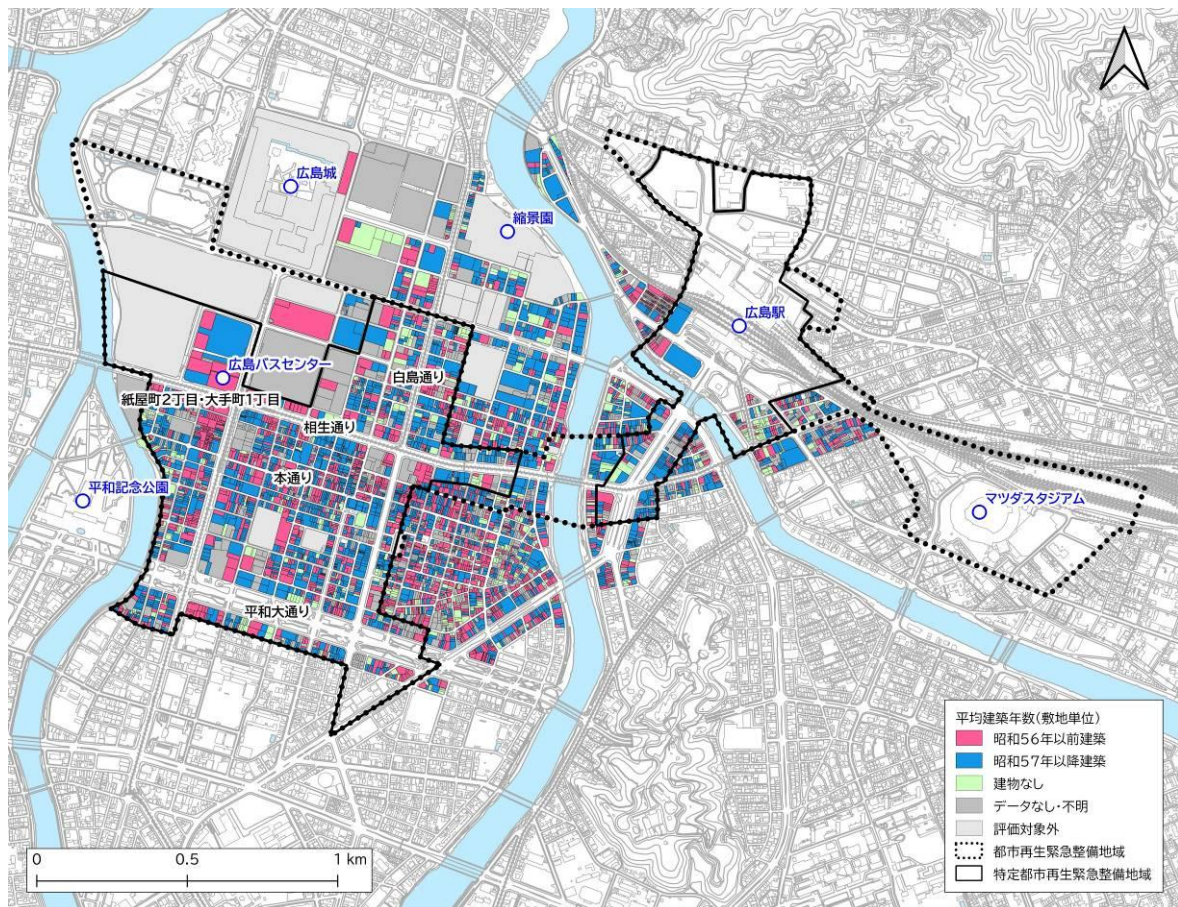
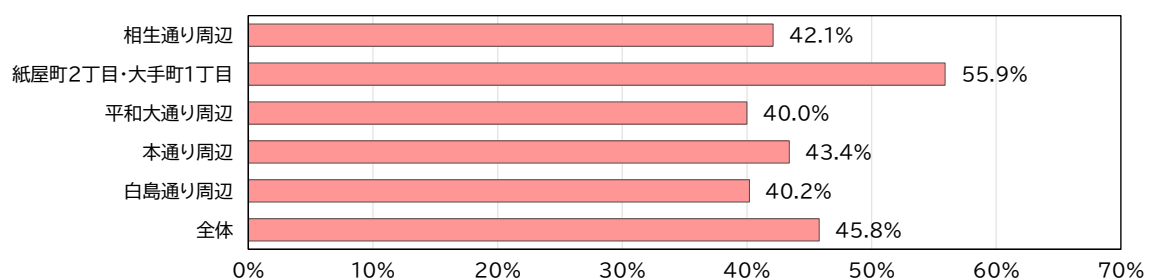


図 昭和56年以前に建築された建物割合



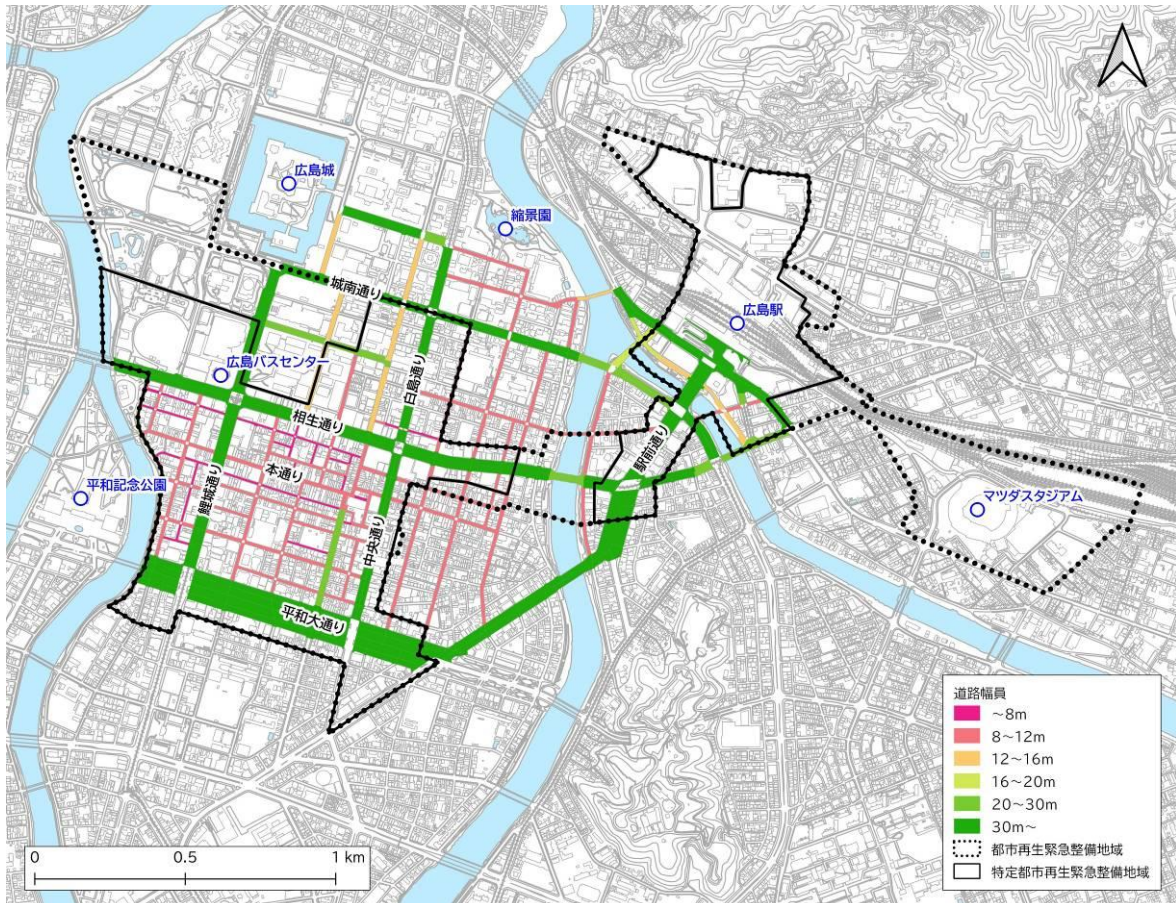
（資料）平成26年度広島市都心部実態調査

(3)都市機能の状況

ア 道路

- 対象区域の骨格を形成する幹線道路は概ね 30m以上の幅員が確保されていますが、幅員が 8 m未満の道路も多く存在します。

図 道路幅員

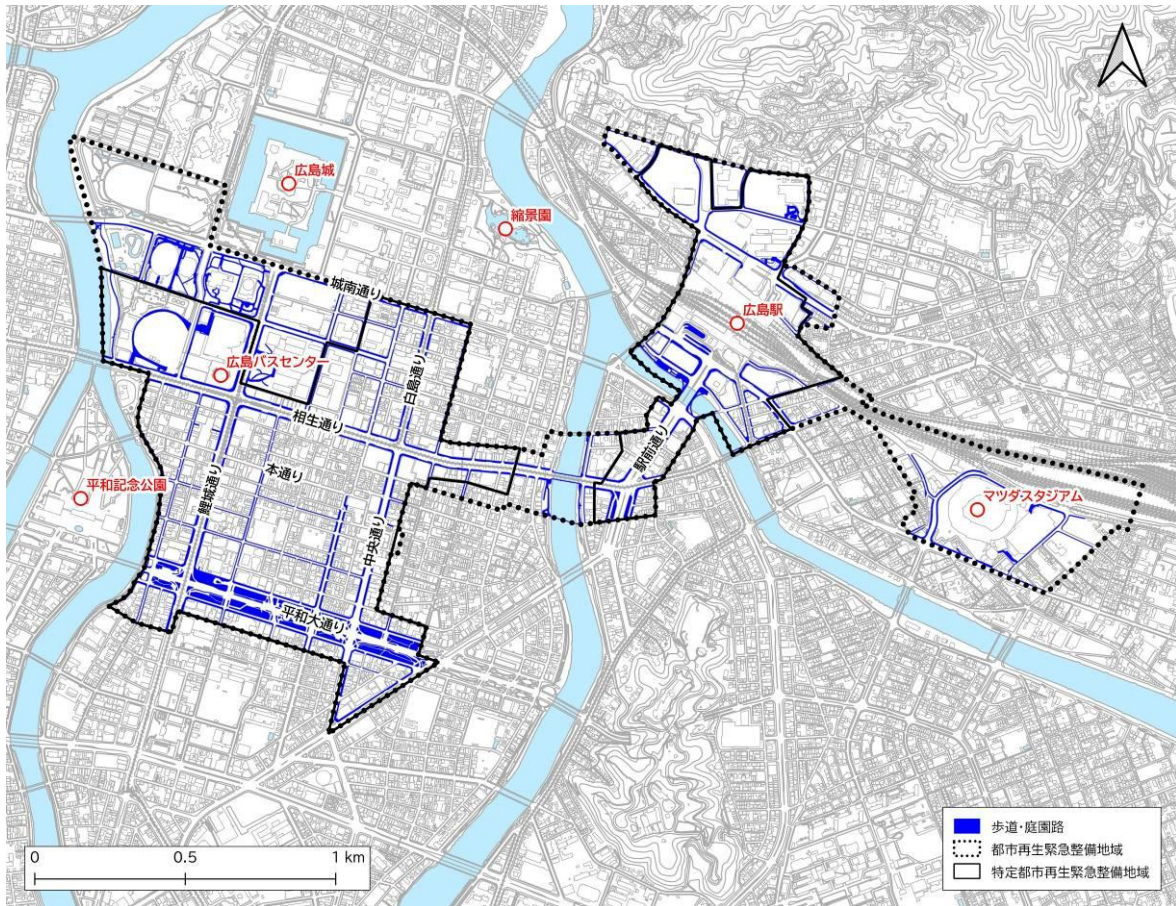


(資料) 平成 26 年度広島市都心部実態調査

イ 歩道等

- 幹線道路を中心に、主要な道路には歩道が整備されていますが、歩道のない道路も多く存在します。

図 歩道等の整備状況



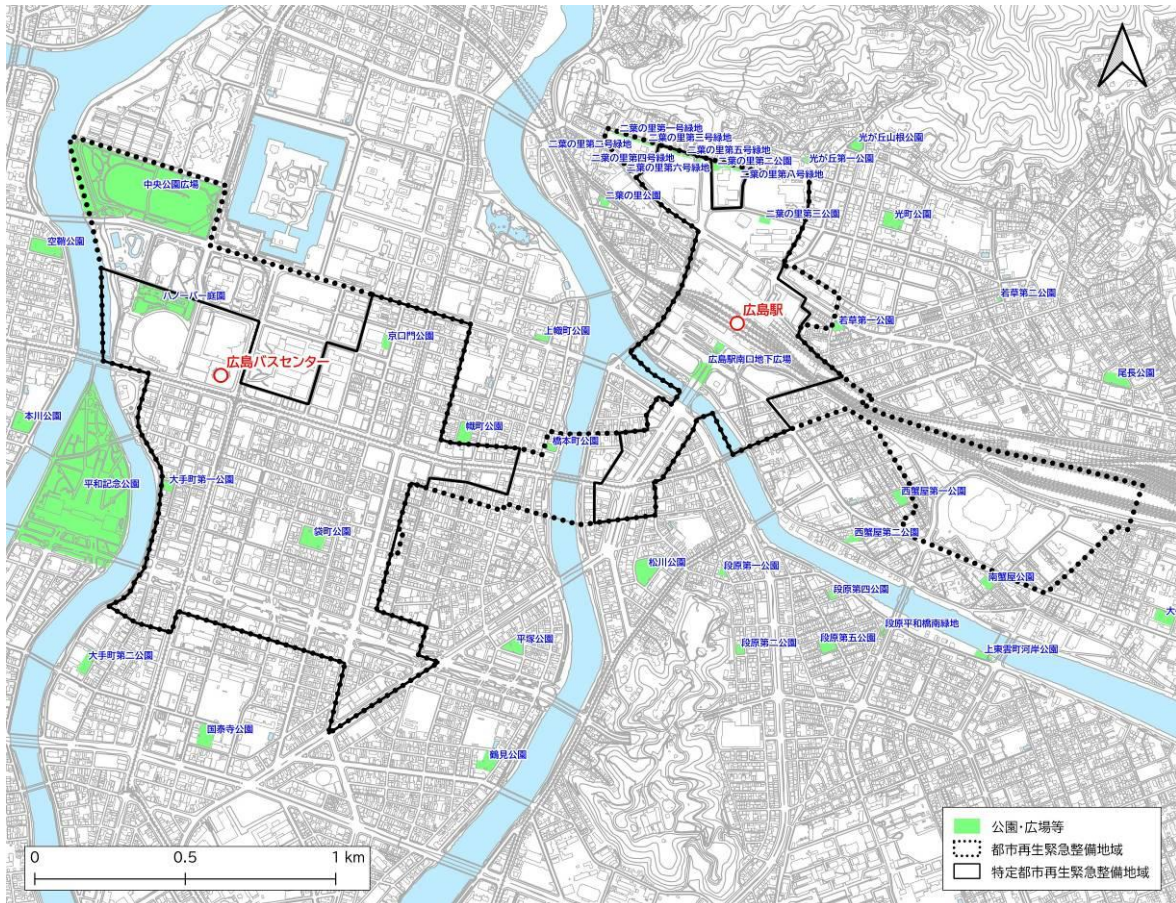
(資料) 国土地理院基盤地図情報より歩道及び庭園路（都市公園内等を除く）を抽出

※計画策定時

ウ 公園・広場等

- 中央公園広場、平和記念公園など、対象区域縁辺部にはまとまった面積の公園が整備されていますが、広島駅などの交通結節点周辺には公園・広場等のオープンスペースが十分に整備されていません。

図 公園・広場等の分布



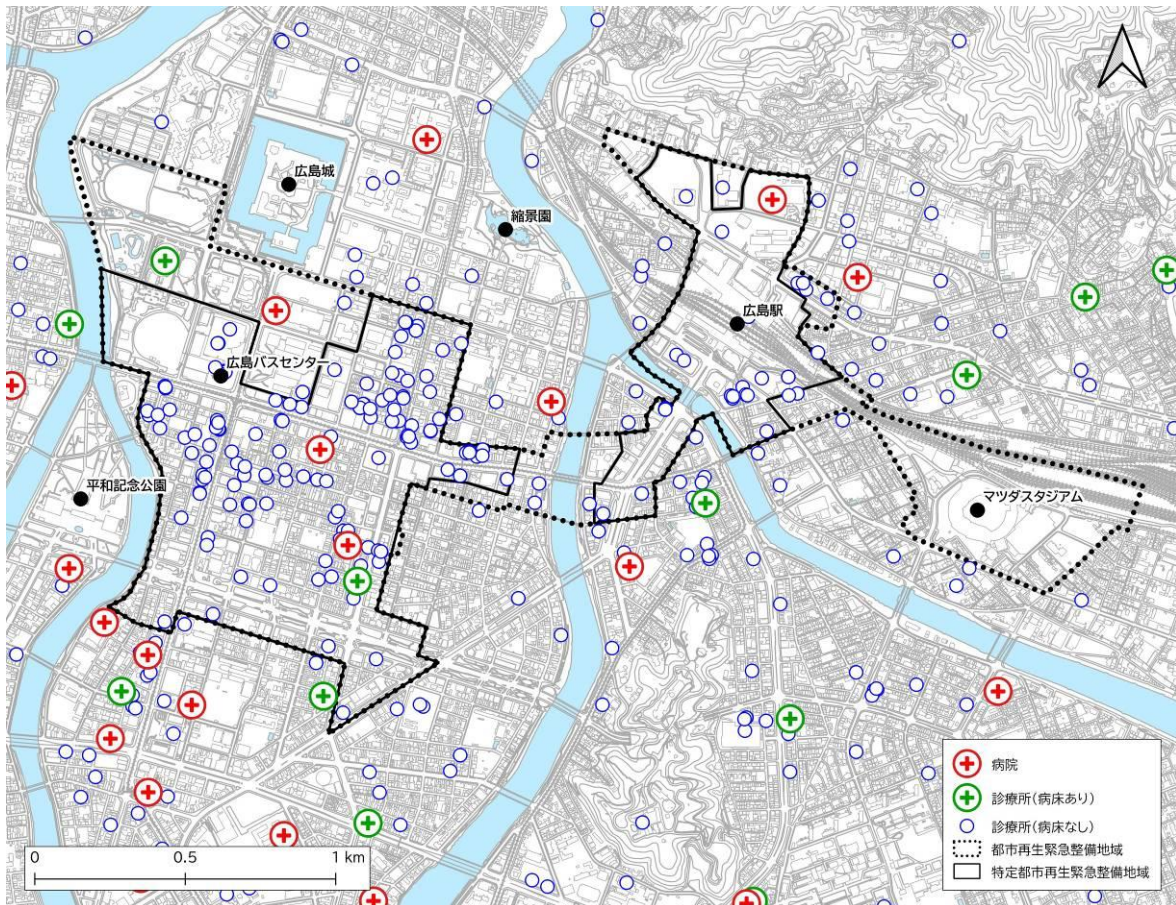
(資料) 広島市ほか

※計画策定時

工 医療機関

- 対象区域には診療所が多く分布していますが、そのうち病床のある診療所は少ない状況です。
- 特に、広島駅周辺地区では病床のある医療機関が限定されており、災害時には診療所と病院の連携が重要と考えられます。

図 病院・診療所の分布



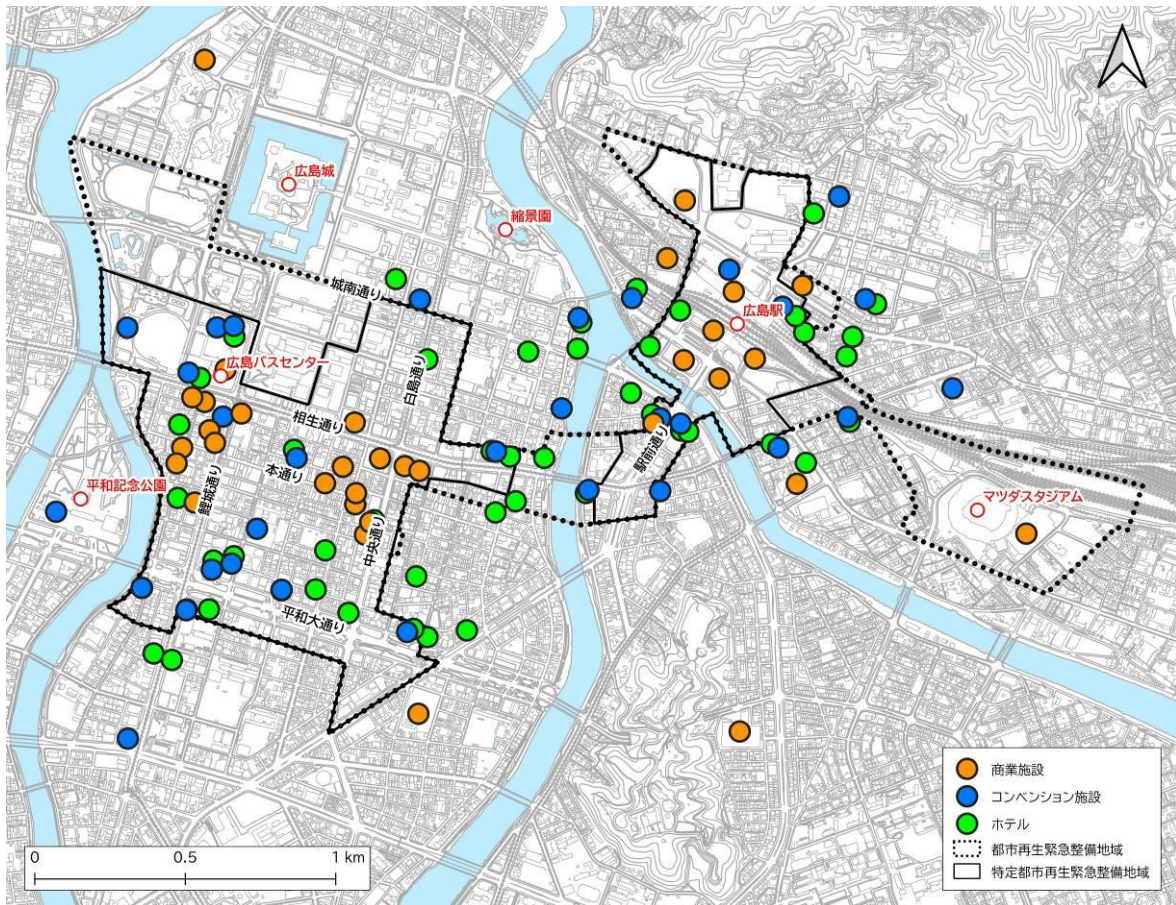
(資料) 国土数値情報 医療機関データ

※計画策定時

オ 大規模施設等

- 対象区域全体に多くの人が集まる大規模施設が広く分布しており、特に、商業施設は広島駅・広島バスセンター周辺や相生通り沿道、ホテルは広島駅周辺や平和大通り沿道に多く集積しています。
- こうした大規模施設周辺では、災害時に多くの帰宅困難者が発生するおそれがあります。

図 商業施設・コンベンション施設・ホテルの分布



- ※ 商業施設：店舗面積が 1,000 m²以上の小売店舗
 コンベンション施設：100 m²以上の会議施設を有する施設
 ホテル：客室数が 50 室以上の宿泊施設

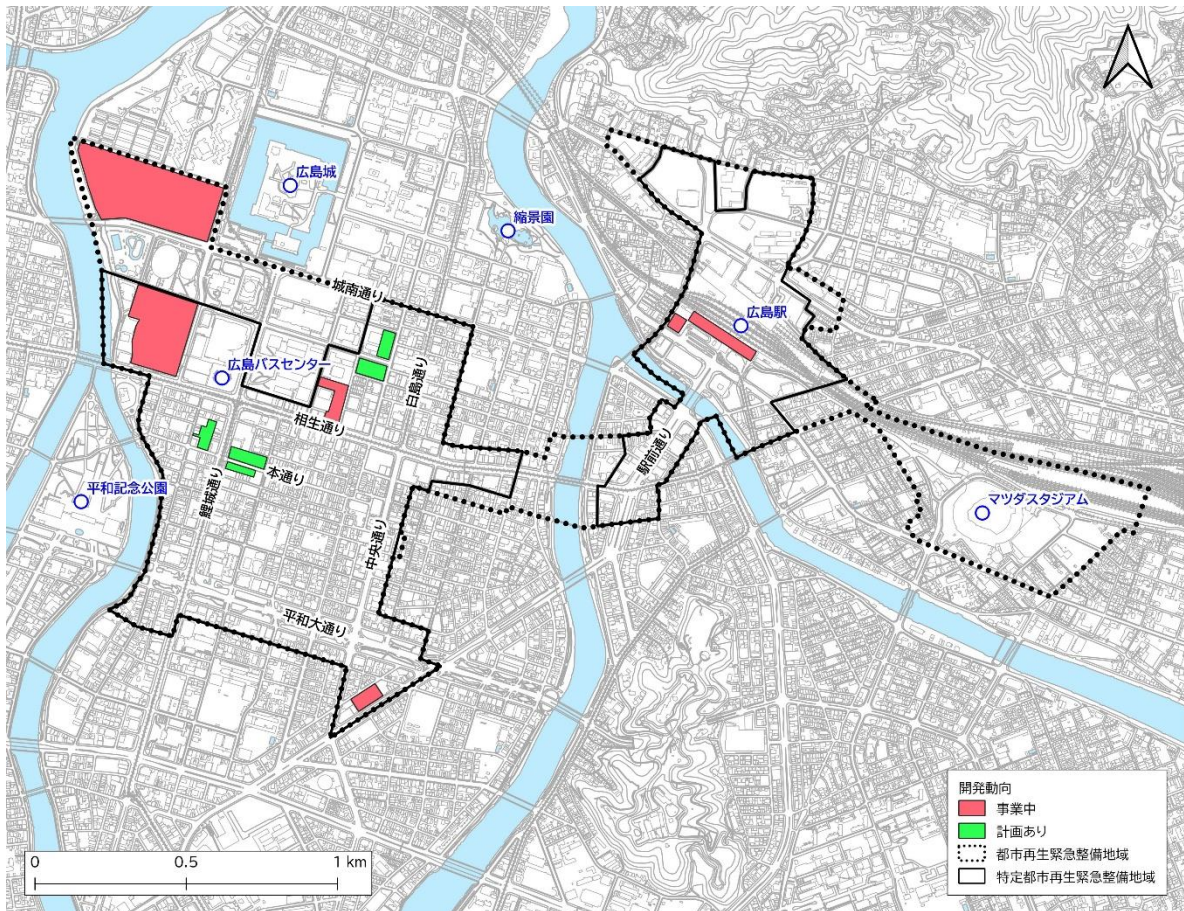
(資料) 広島市立地適正化計画

※計画策定時

カ 開発動向

- 対象区域内では、サッカースタジアム、基町相生通地区第一種市街地再開発事業、広島駅ビル建替えを始めとした大規模な開発が進行中または計画されています。
- 今後、こうした都市開発に伴い、更なる来訪者や従業員の増加が予想されます。

図 主な大規模開発プロジェクト



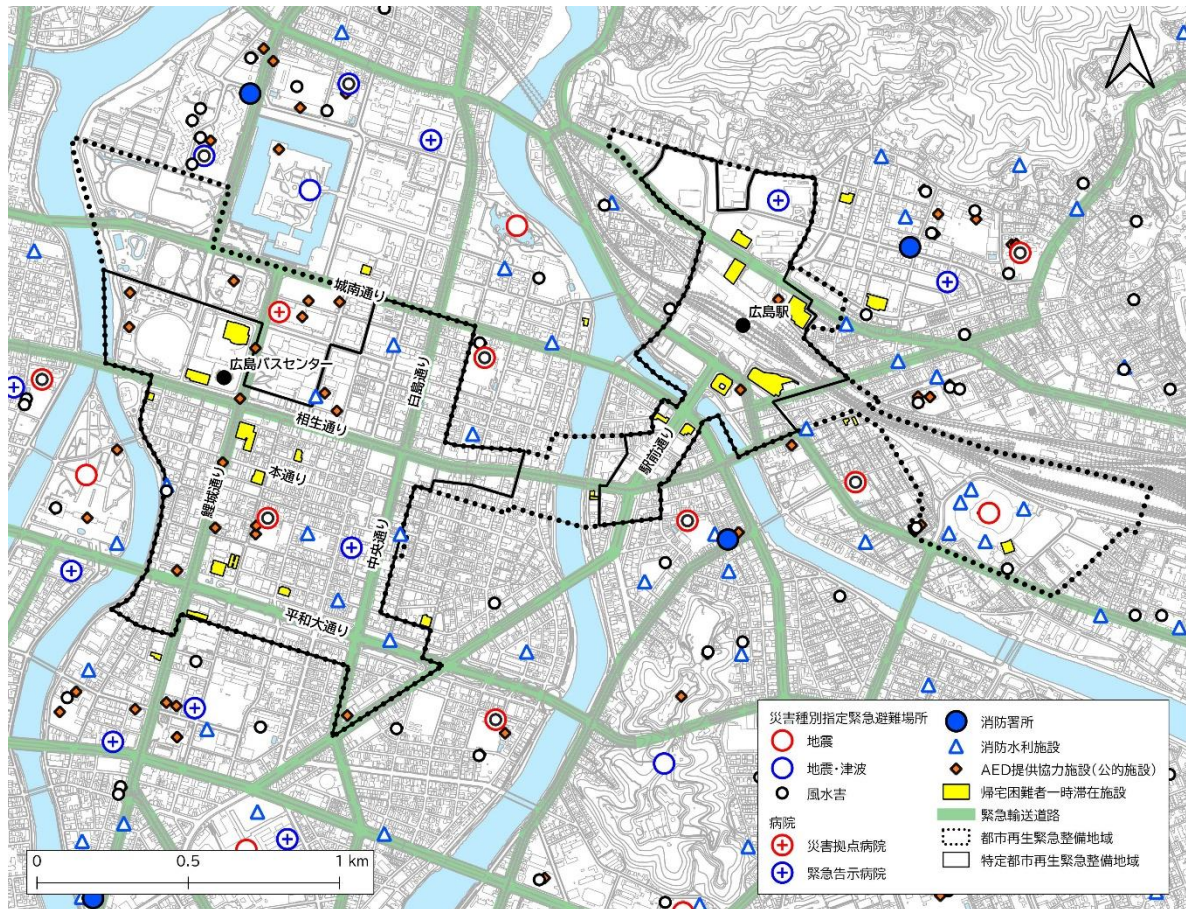
(資料) 新聞報道等より作成

※計画策定時

(4)防災関連施設の設置状況

- 広島市地域防災計画において、対象区域内に指定緊急避難場所が2箇所指定されています。(袋町小学校、マツダスタジアム（広島市民球場）)
- また、対象区域内及び縁辺部には、民間事業者の協力が得られた28施設が帰宅困難者一時滞在施設として指定されています。

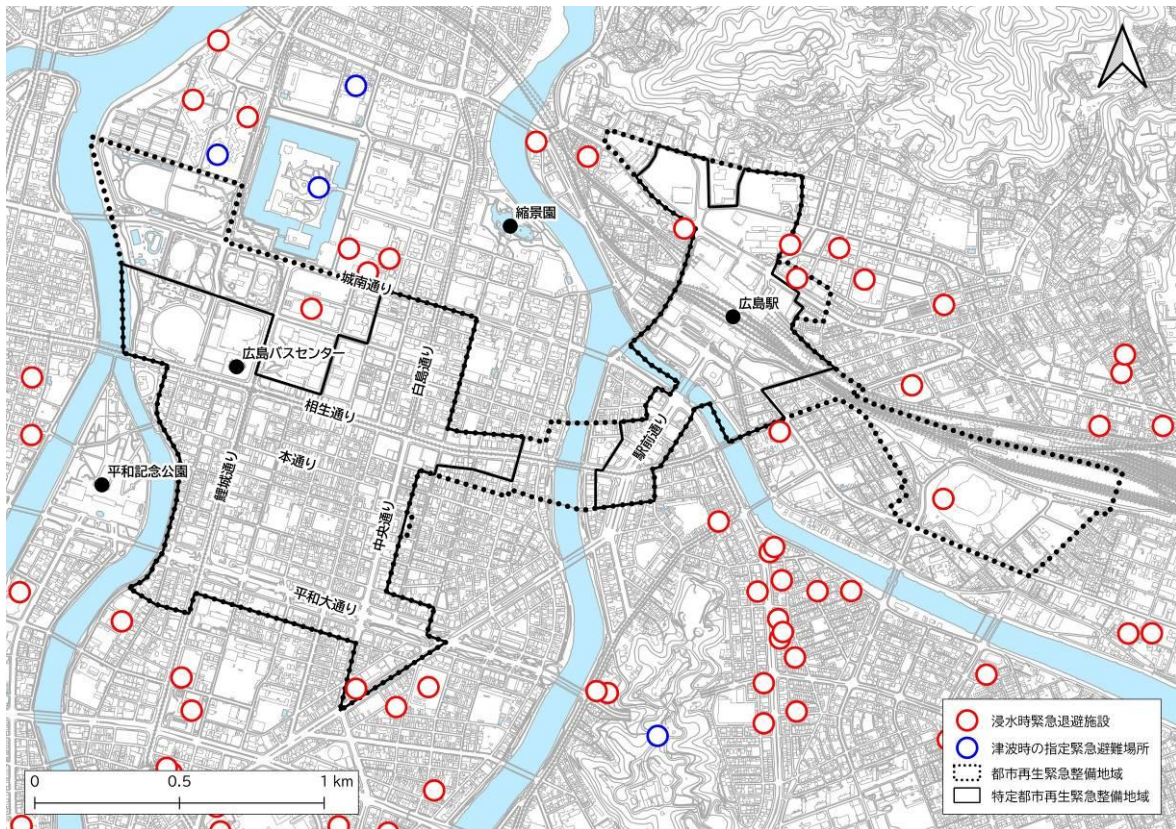
図 防災関連施設等



(資料) 広島市、国土数値情報 医療機関データ、国土数値情報 緊急輸送道路データ
※計画策定時

- 対象区域内では、津波発生時の指定緊急避難場所として指定されている場所はありません。
- 津波や洪水、高潮等の際に、緊急一時的に退避するための浸水時緊急退避施設として、マツダスタジアム（広島市民球場）、グランアークテラス、広島市立広島市民病院、中保健所の4施設が指定されています。

図 津波発生時の防災関連施設等

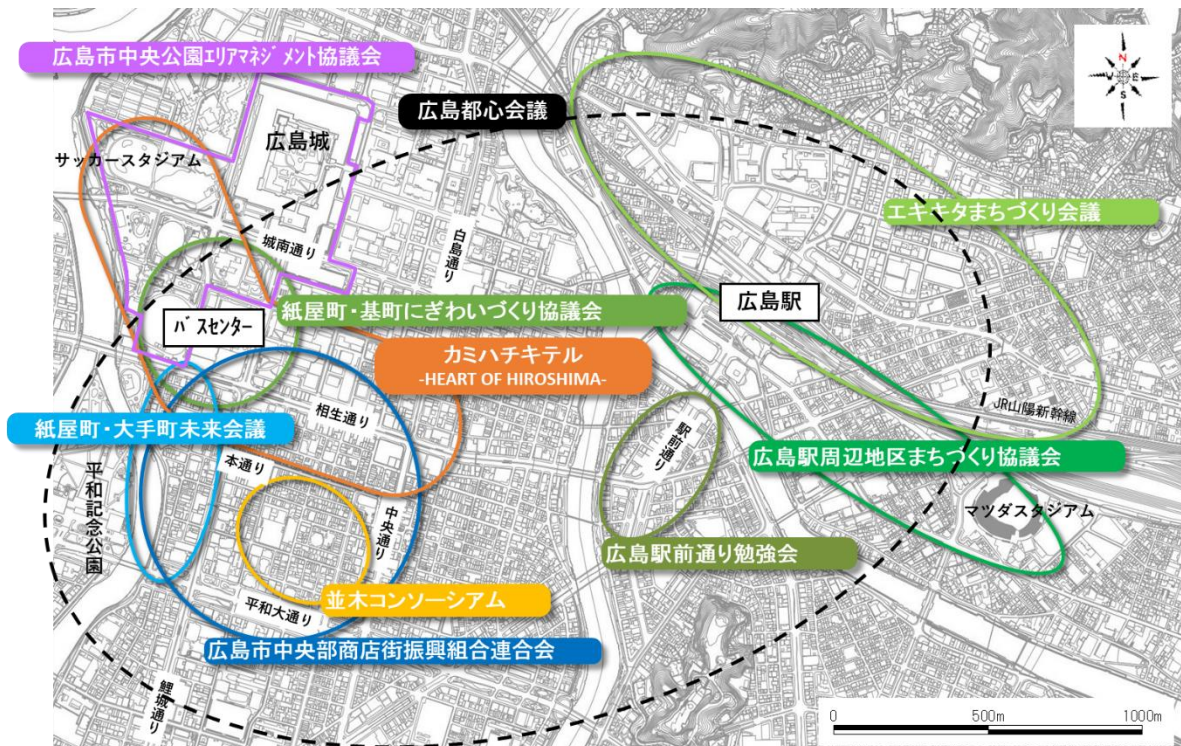


(資料) 広島市
※計画策定時

(5) エリアマネジメント等の取組状況

- 対象区域内では、紙屋町・八丁堀地区、広島駅周辺地区のそれぞれにおいて複数のエリアマネジメント団体や都心のエリアマネジメント団体を支援する目的で設立された「広島都心会議」などの団体があり、地域の価値を高めるための様々な活動を展開しています。
- 帰宅困難者対策においても、こうしたエリアマネジメント団体や「広島都心会議」等と連携し、対象区域内のあらゆる主体が一体となった取組が必要です。

図 エリアマネジメント団体等の活動エリア



※令和7年3月時点

(6)事業者の防災対応の状況

ア アンケート調査の概要

災害対策等の現状と課題を把握するためのアンケート調査を、広島市と協定を締結している帰宅困難者一時滞在施設（広島駅周辺地区／紙屋町・八丁堀地区）の事業者及び「広島都心地域都市再生緊急整備協議会都市再生安全確保計画部会」の構成員を対象に実施しました。

【配付数、回答数】

地区		配付数	回答数
広島駅周辺地区	帰宅困難者一時滞在施設事業者	14	13
	構成員(上記事業者除く)	2	2
紙屋町・八丁堀地区	帰宅困難者一時滞在施設事業者	13	10
	構成員(上記事業者除く)	5	5
合 計		34	30

【主な設問】

- ・ 建物の耐震化について
 - ・ 防災に対する取組について
 - ・ 一時退避、一時滞在の可能性について
 - ・ 備蓄について
 - ・ 情報伝達手段について
 - ・ 非常用電源設備について
- など

イ アンケート結果の概要(詳細は資料編(P69～P79)参照)

■建物の耐震化について

- 各地区ともに、新耐震基準後の建物と回答した事業者数の方が多く（70%）、新耐震基準前の建物と回答した事業者のうちでは、耐震化工事をしていないと回答した事業者数が過半数（56%）を占めています。

■事業継続計画、自主防災計画等について

《事業継続計画》

- 事業継続計画を策定済みまたは策定予定の事業者数が過半数（54%）を占めています。

《一斉帰宅抑制への取組》

- 取組をしていない事業者数が 64%を占めていますが、紙屋町・八丁堀地区では、取組をしている事業者数の方が 58%と高くなっています。
- 取組をしている事業者は、主に防災訓練時等に合わせて従業員等に周知しています。

《平常時の取組》

- 取組をしている事業者数が9割を超え、取組例としては、すべて防災訓練となっています。

■一時退避、一時滞在の可能性について

- 一時退避場所として活用可能な空間としては、屋外の空地（庭、広場、駐車場等）や屋内の一般に開放された空間（エントランス、ロビー等）をあげる事業者が多い一方で、活用空間面積としては、広島駅周辺地区では、屋内の駐車場・駐輪場が約18,500㎡、紙屋町・八丁堀地区では、共用通路・デッキが約16,500㎡と最も多くなっています。
- 一時滞在所として活用可能な空間としては、主として会合を目的とした空間（ホール、会議室等）や主として飲食を目的とした空間（レストラン、ラウンジ等）をあげる事業者が多い一方で、活用空間面積としては、客室（広島駅周辺地区：約20,800㎡／紙屋町・八丁堀地区：約63,100㎡）が最も多くなっています。

■備蓄について

- 備蓄している事業者数は約9割ですが、提供対象者としては、従業員向けが多く、来訪者向けは少なくなっています。

【備蓄品一覧】

品目	単位	広島駅周辺		紙屋町・八丁堀	
		従業員向け	来訪者向け	従業員向け	来訪者向け
飲料水	人分／日	4,850	2,420	14,390	1,370
食料	人分／日	1,560	910	9,670	1,050
毛布・寝袋	人分	410	80	1,770	600
簡易トイレ	個	11,610	6,000	12,450	2,520
マスク	枚	53,860	36,030	8,610	3,600
アルコール消毒液	ℓ	480	270	190	10
体温計	個	45	53	53	5

■情報伝達手段・設備について

- 各地区ともに、施設内放送設備、掲示物貼り出し・ホワイトボード・拡声器等による伝達を実施している事業者が多くなっています。

■非常用電源について

- 発電機を設置している事業者数は約8割、蓄電池を設置している事業者数は約5割となっています。

ウ ライフライン・公共交通の状況

インフラ事業者等（6社）へのアンケート調査結果に基づき、各ライフラインや公共交通の供給または運行サービス信頼度向上に向けた対応などの状況を整理すると、以下のようになります。

① 電力（中国電力ネットワーク株式会社）

- 供給サービス信頼度向上に向け、電源線の2回線化・複数電源化を実施するとともに、ループ運用により停電エリアの最小限化を図っています。また、供給上の重要施設等の耐震化、非常用電源設備の設置、自営回線による保安通信回線の確保を実施しています。
- 供給サービス停止時の仮対応として、移動用発電機車や供給設備損壊時の移動用機器を使用した仮供給設備による仮復旧を実施しています。

② ガス（広島ガス株式会社）

- 供給サービス信頼度向上に向け、ガス導管の耐震化率向上や小ブロック化による供給停止エリアの最小限化を実施し、浸水対策として、地下設備の地上化及び防水扉の設置を実施しています。
- 供給サービス停止時の仮対応として、移動式ガス発生設備による臨時供給を実施しています。

③ 電話（西日本電信電話株式会社 中国支店）

- 供給サービス信頼度向上に向け、市街地における地中化や中継ケーブルの2ルート化を実施するとともに、復旧対応時に、陸路が寸断された場合は、海上保安部との連携協定締結により復旧機材運搬方法の多様化を確保しています。
- 供給サービス停止時の仮対応として、災害用伝言ダイヤル(171)、災害伝言板(web171)、非常用公衆電話の設置、無線公衆LANの開放、移動電源車の配置等を実施しています。

④ 公共交通（西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、広島高速交通株式会社、広島電鉄株式会社）

- 運行サービス信頼度向上に向け、西日本旅客鉄道（JR西日本）においては、高架橋柱などの構造物の耐震補強を実施するとともに、気象災害情報（震度や雨量等）を一元管理する気象災害対応システムを構築し、運行停止時間の低減等を図っています。また、同社及び広島高速交通（アストラムライン）、広島電鉄においては、電力設備の二重系化を実施しています。
- 運行サービス停止時の仮対応として、バス等による代行運送を実施しています。

⑤ 被害・復旧状況の情報伝達

- 情報伝達手段として、全ての事業者がホームページ・SNS・アプリ等を活用している

ほか、事業者により、施設内放送設備、大型ディスプレイ、掲示物貼り出し・ホワイトボード・拡声器による伝達などが利用されています。

- 情報公開の内容としては、全ての事業者が、復旧予定時間を公開しているほか、事業者により、被害エリア・被害箇所、供給・運行サービス断絶原因、影響世帯数・利用者数などが公開されています。

2. 被害想定

(1)対象とする災害

地震発生時における広島駅周辺地区（東区、南区）及び紙屋町・八丁堀地区（中区）のいずれかの震度が震度5強以上の地震を対象とします。

(2)想定する地震と被害想定

本計画では、広島市地震被害想定報告書（平成25年12月）より、今後30年以内の発生確率が高く、本市に及ぼす被害が甚大となるおそれが高い以下の地震による被害を想定します。

表 想定する地震と被害想定

想定項目		南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道
マグニチュード		M9.0	M7.4
今後30年以内の発生確率		—	40%
当該地区の震度※1	中区	震度5強	震度6弱
	東区	震度5弱	震度5強
	南区	震度5強	震度6弱
津波浸水面積(ha)		3,817ha	2,824ha
建物被害※2	全壊	8,961棟	5,563棟
	半壊	26,440棟	17,687棟
人的被害※2	死者	2,405人	3,108人
	負傷者	1,500人	3,033人
インフラ施設被害※2	上水道	2,380人	3,528人
	下水道	105,828人	112,926人
	電力	55,580軒	66,545軒
	都市ガス	82,787戸	82,697戸
	通信(固定電話)	24,530戸	31,856戸
道路被害箇所数※2		92箇所	88箇所
鉄軌道被害箇所数※2		77箇所	91箇所

※1 想定される震度のうち最も面積割合の高いものを記載

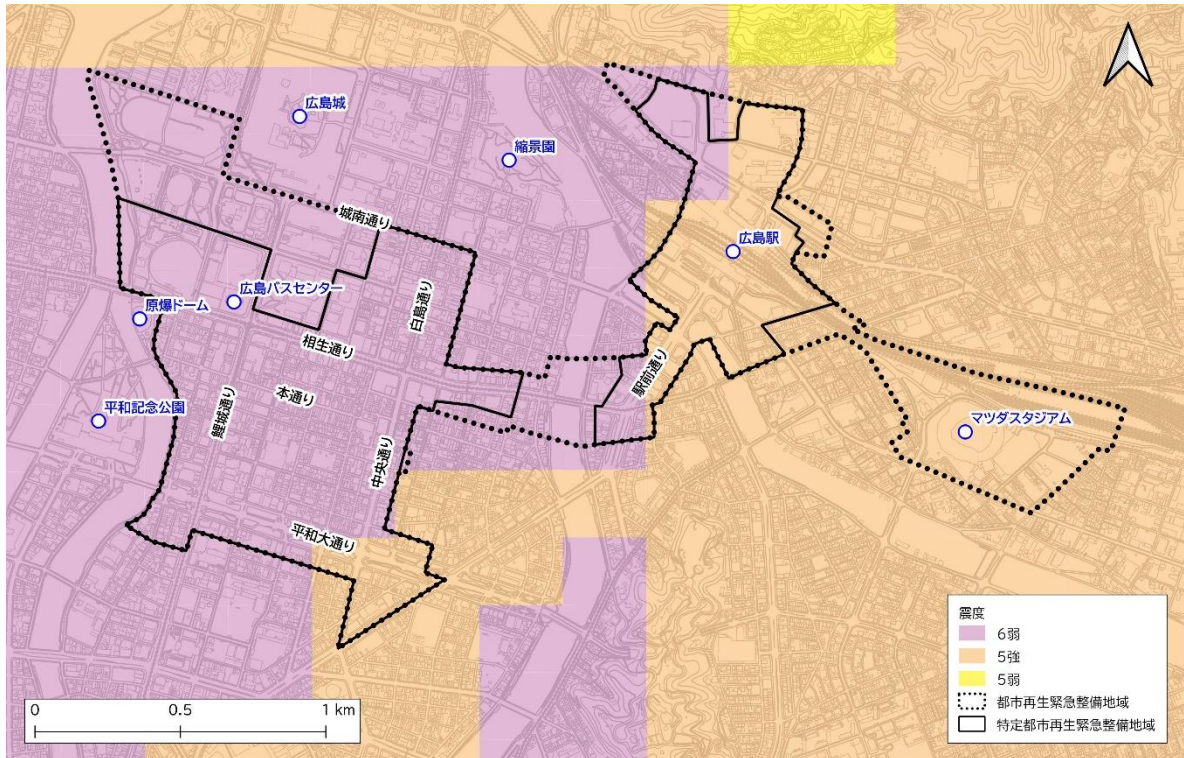
※2 中区・東区・南区の合計

(資料) 広島市地域防災計画（震災対策編）

※計画策定時

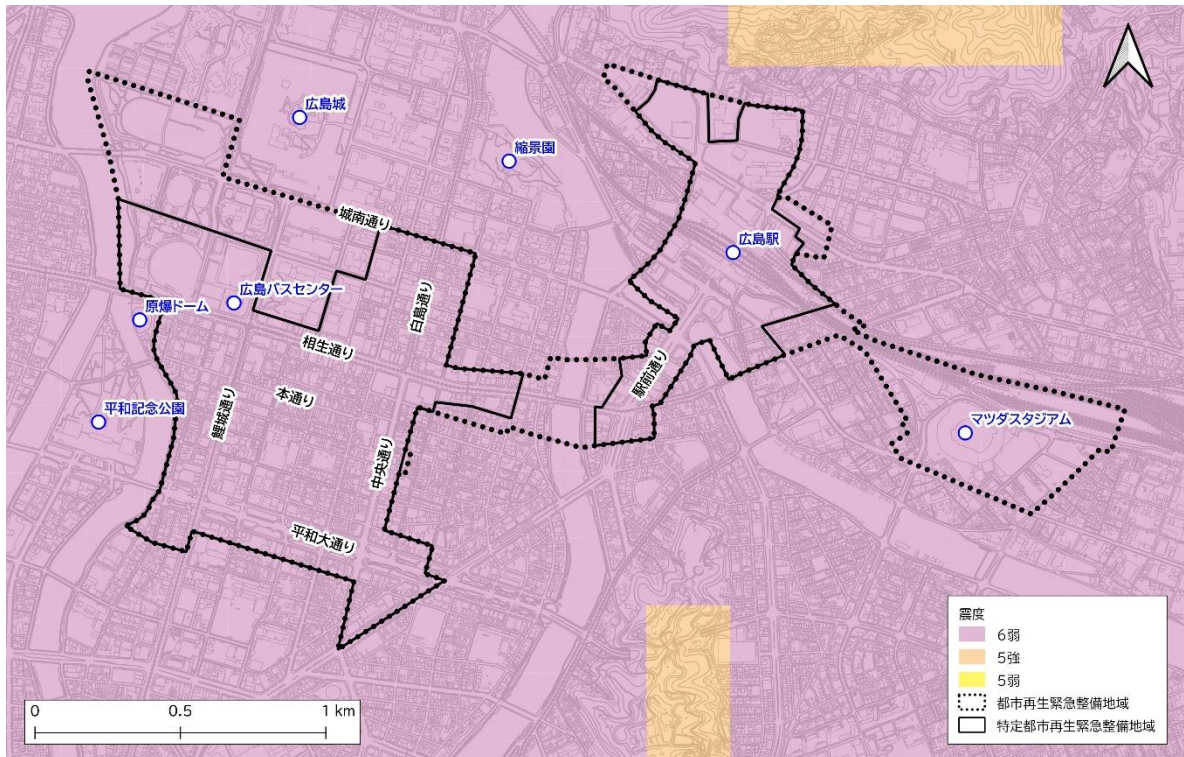
図 地震動分布図

(南海トラフ巨大地震)



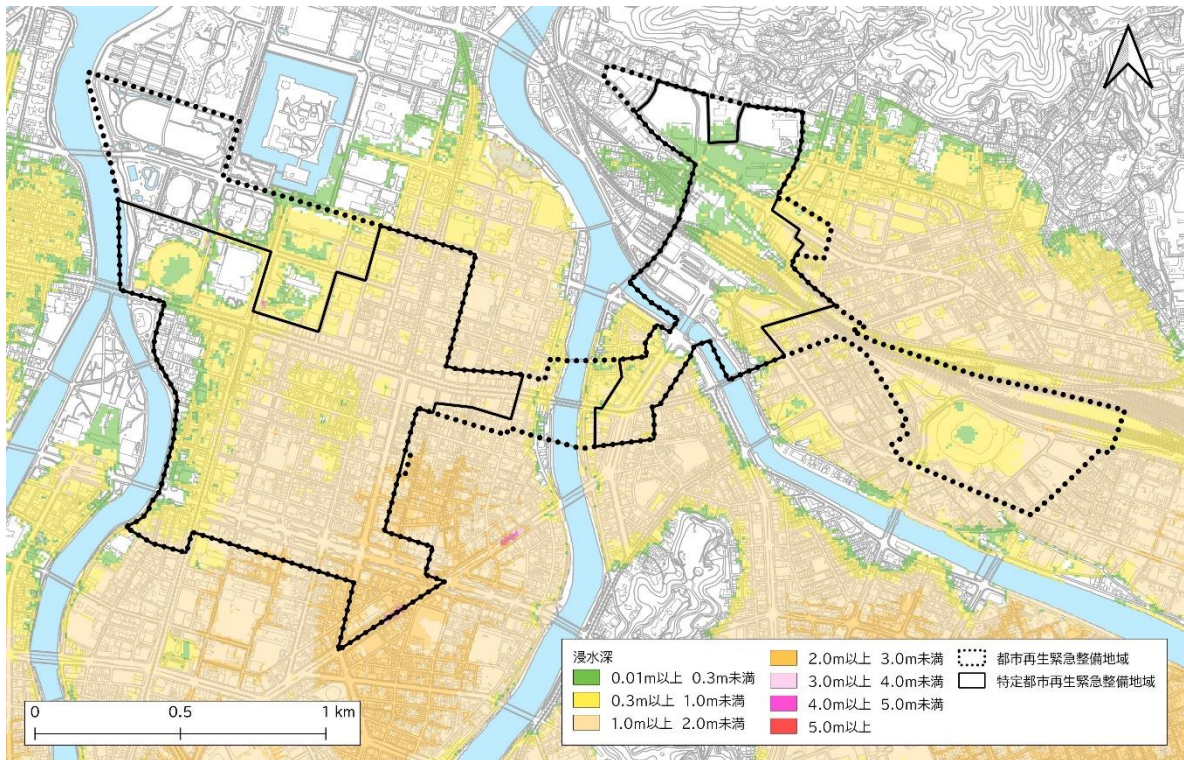
(資料) 広島市 ※計画策定時

(安芸灘～伊予灘～豊後水道)



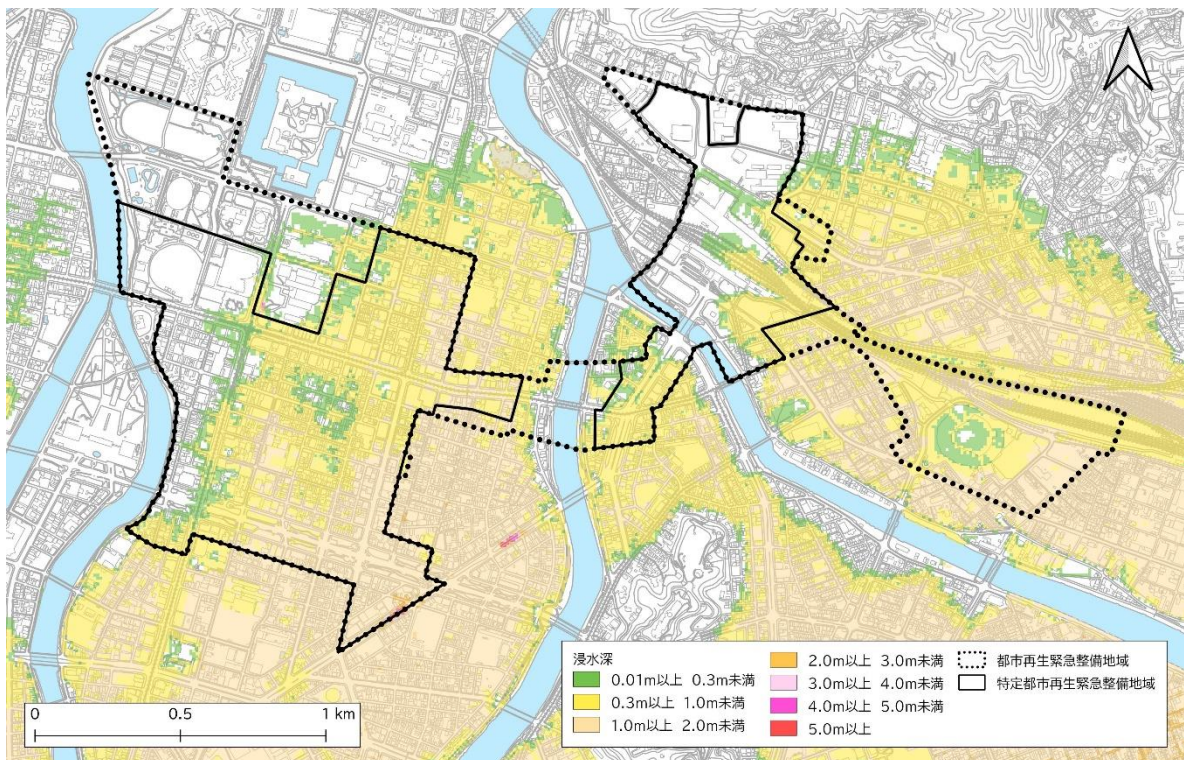
(資料) 広島市 ※計画策定時

図 最大浸水深分布図（堤防、水門等の海岸構造物が十分に機能しない場合）
（南海トラフ巨大地震）



（資料）広島県 ※計画策定時

（安芸灘～伊予灘～豊後水道）



（資料）広島県 ※計画策定時

(3)被災シナリオ

ア 帰宅困難者数の推計

- 広島駅周辺地区では平日 12 時台で約 5.81 万人、紙屋町・八丁堀周辺地区では平日 13 時台で約 9.74 万人の滞留者（従業者・通学者・来訪者）が見込まれます。
- そのうち、屋内待機可能者、帰宅可能者を除いた帰宅困難者は、広島駅周辺地区で約 0.85 万人、紙屋町・八丁堀周辺地区で約 1.03 万人が見込まれます。

※数値は「広島都心地域都市再生安全確保計画（令和 3 年度）」策定時のもの

図 対象区域における滞在者、来訪者、帰宅困難者等の推計

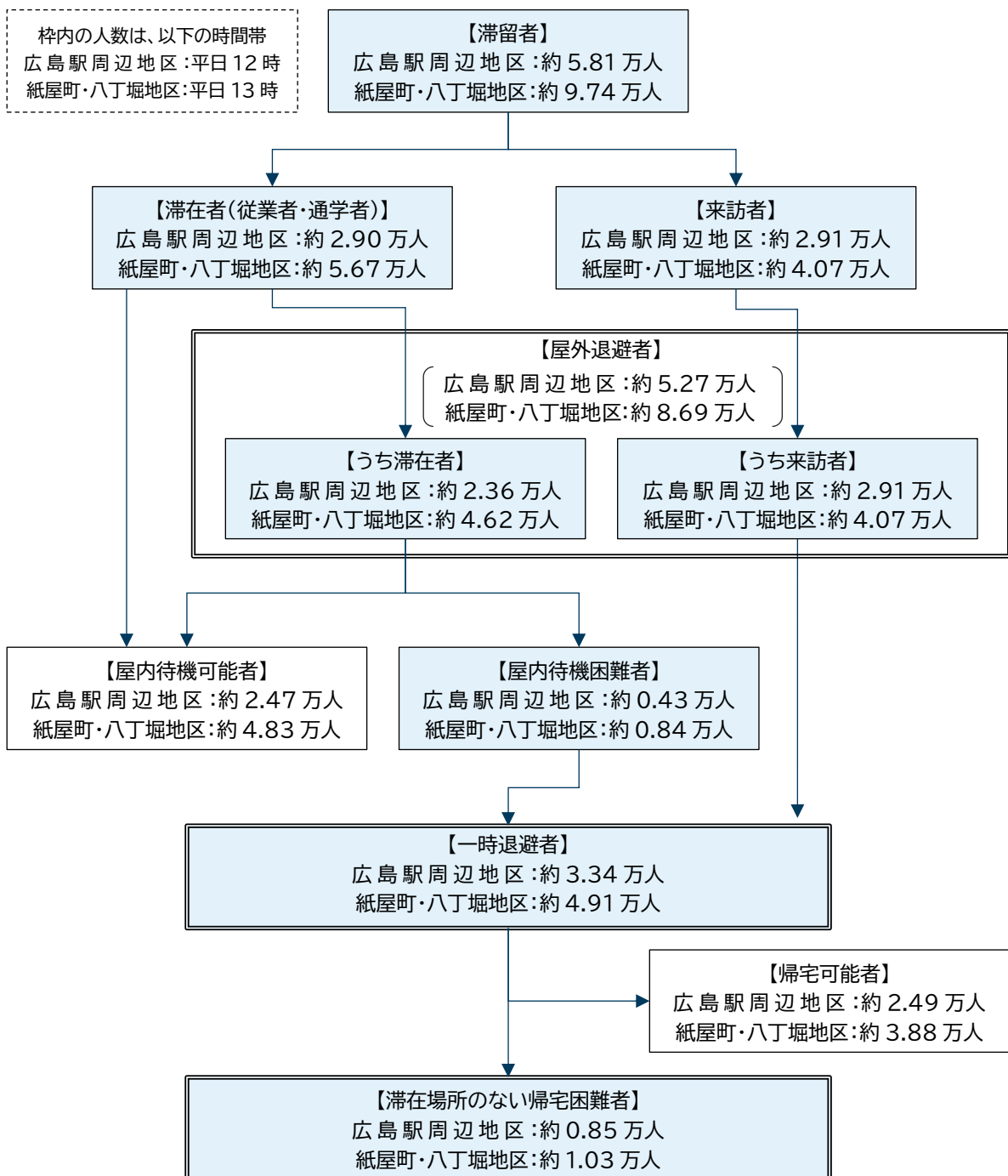
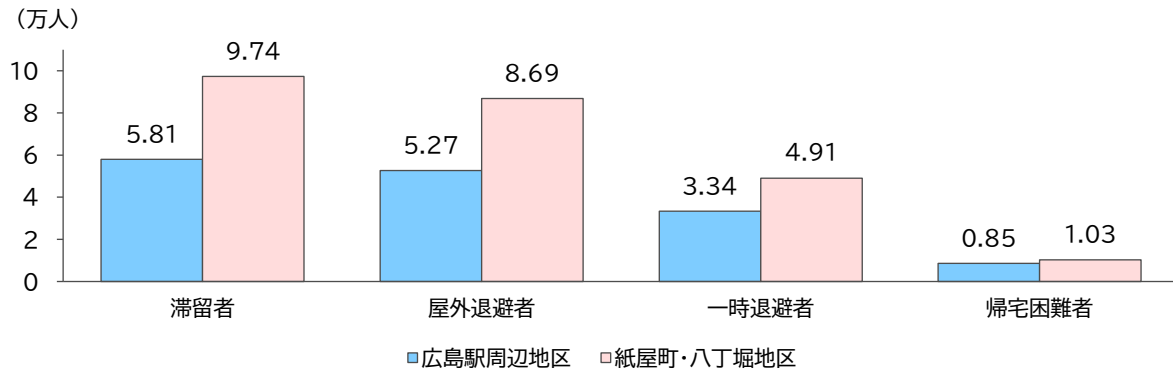


図 対象区域における帰宅困難者数等の推移



【参考】帰宅困難者数等の推計方法

◎滞留者（滞在者・来訪者）の算出

- ・ KDDI Location Analyzer※により、広島駅及び紙屋町交差点から半径1km以内の流動人口（20代以上の勤務者・来街者・居住者）を集計し、居住者に含まれる勤務者及び20代未満の勤務者・来街者を国勢調査等により補正して算出。
- ・ データは、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえ、令和元年6月～12月の平均値（平日）を使用し、最も流動人口が多い時間帯として広島駅周辺地区では12時台、紙屋町・八丁堀地区では13時台を使用。

◎屋外退避者の算出

- ・ 来訪者はすべて屋外へ一時退避すると想定。
- ・ 滞在者のうち、耐震性が確保されているとともに、エレベーターの一時的な停止が予想される超高層ビルに滞在する人は、そのまま屋内待機すると想定し、滞在者数に広島市都心部実態調査より算定した15階以上の業務系建築物の面積割合を乗じて算出し、滞在者数から除外。

◎屋内待機可能者の算出

- ・ 滞在者のうち、耐震化に対応した建物に滞在する人を屋内待機可能者と想定。
- ・ 滞在者数に広島市建築物耐震改修促進計画（第3期）における、多数の者が利用する建築物のうち賃貸共同住宅等を除く耐震化率平均を乗じて算出。

◎帰宅困難者

- ・ 一時退避者から帰宅可能者を除く人を帰宅困難者と想定。
- ・ KDDI Location Analyzerにより、広島駅及び紙屋町交差点から半径1kmにある町丁目の流動人口の推定居住地別割合（町丁目）を集計し、一時退避者数にこれに乗じて出発地を推計。
- ・ 出発地ごとの一時退避者数に内閣府の示す帰宅困難率（ $\text{帰宅困難率}(\%) = (0.0218 \times \text{外出距離}(\text{km})) \times 100$ ）を乗じて帰宅困難者数を算出。（島しょ部からの滞留者はすべて帰宅困難者と想定。）
- ・ 外出距離は広島駅及び紙屋町交差点から各町丁目の中心点までの距離と想定。

※ データ提供：KDDI・技研商事インターナショナル。auスマートフォンユーザーのうち個別同意を得たユーザーを対象に、個人を特定できない処理を行って集計している。

イ 一時退避場所、帰宅困難者一時滞在施設等への受入可能人数の想定

- 一時退避場所としては、対象区域内及びその周辺の指定緊急避難場所及び都市公園の利用を想定しています。
- また、帰宅困難者一時滞在施設等としては、対象区域内及びその周辺の帰宅困難者一時滞在施設及び指定避難所の利用を想定しています。
- 受入可能人数は、一時退避場所については1人当たりの占有面積を1㎡、帰宅困難者一時滞在施設等については1人当たりの占有面積を2㎡を基本として算出しています。
- 都市公園等は、面積のうち植栽部分等退避できない部分を減じるため、面積に0.7を乗じて受入可能人数を算出しています。
- なお、受入可能人数については、新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、1人当たりの占有面積を広くする必要があるため、計算上の受入可能人数より減少することが考えられます。

■一時退避場所

【広島駅周辺地区】

- 滞留者が最大となる平日12時での一時退避者約3.34万人に対し、対象区域内の指定緊急避難場所であるマツダスタジアム（広島市民球場）での受入可能人数は約3.53万人であり、人数としては充足していますが、広島駅から離れたマツダスタジアム1箇所のため、混乱が生じるおそれがあります。
- 一方、対象区域周辺※の指定緊急避難場所を活用することで約1.03万人、対象区域及び周辺の都市公園等を一時退避場所として活用することで約1.50万人の受入が可能です。

※ 広島駅及び紙屋町交差点から概ね半径1kmの範囲（以下同様）

《指定緊急避難場所(対象区域内:1施設)》

名称	所在地	避難場所
マツダスタジアム(広島市民球場)	南区南蟹屋町二丁目 3-1	—
受入可能人数合計		約 3.53 万人

《指定緊急避難場所(対象区域周辺:3施設)》

名称	所在地	避難場所
尾長小学校	東区山根町 21-10	体育館・グラウンド
荒神町小学校	南区西蟹屋三丁目 7-27	体育館・グラウンド
段原小学校	南区的場町二丁目 4-19	体育館・グラウンド
受入可能人数合計		約 1.03 万人

《一時退避場所としての利用を想定している都市公園等:21 施設》

段原第一公園	光町公園	二葉の里公園
段原第四公園	光が丘山根公園	二葉の里第二公園
松川公園	光が丘第一公園	二葉の里第三公園
西蟹屋第一公園	若草第一公園	二葉の里緑地(第一～八号)
西蟹屋第二公園	若草第二公園	—
受入可能人数合計		約 1.50 万人

広島駅周辺地区における、一時退避場所の受入可能人数の合計 約 6.06 万人

【紙屋町・八丁堀地区】

- 滞留者が最大となる平日13時での一時退避者約4.91万人に対し、対象区域内の指定緊急避難場所での受入可能人数は約5.10万人であり、人数としては充足していますが、多くの帰宅困難者が発生すると考えられる中心部では混乱が発生するおそれがあります。
- 一方、対象区域周辺の指定緊急避難場所を活用することで約12.43万人、対象区域及び周辺の都市公園等を一時退避場所として活用することで約1.62万人の受入が可能です。

《指定緊急避難場所(対象区域内:4施設)》

名称	所在地	避難場所
袋町小学校	中区袋町 6-36	体育館・グラウンド
ひろしまゲートパーク (旧広島市民球場跡地イベント広場)	中区基町 5 番地	—
EDION PEACE WING HIROSHIMA (広島サッカースタジアム)	中区基町 15-2-1	—
中央公園広場エリア	中区基町 15 番地	—
受入可能人数合計		約 5.10 万人

《指定緊急避難場所(対象区域周辺:7施設)》

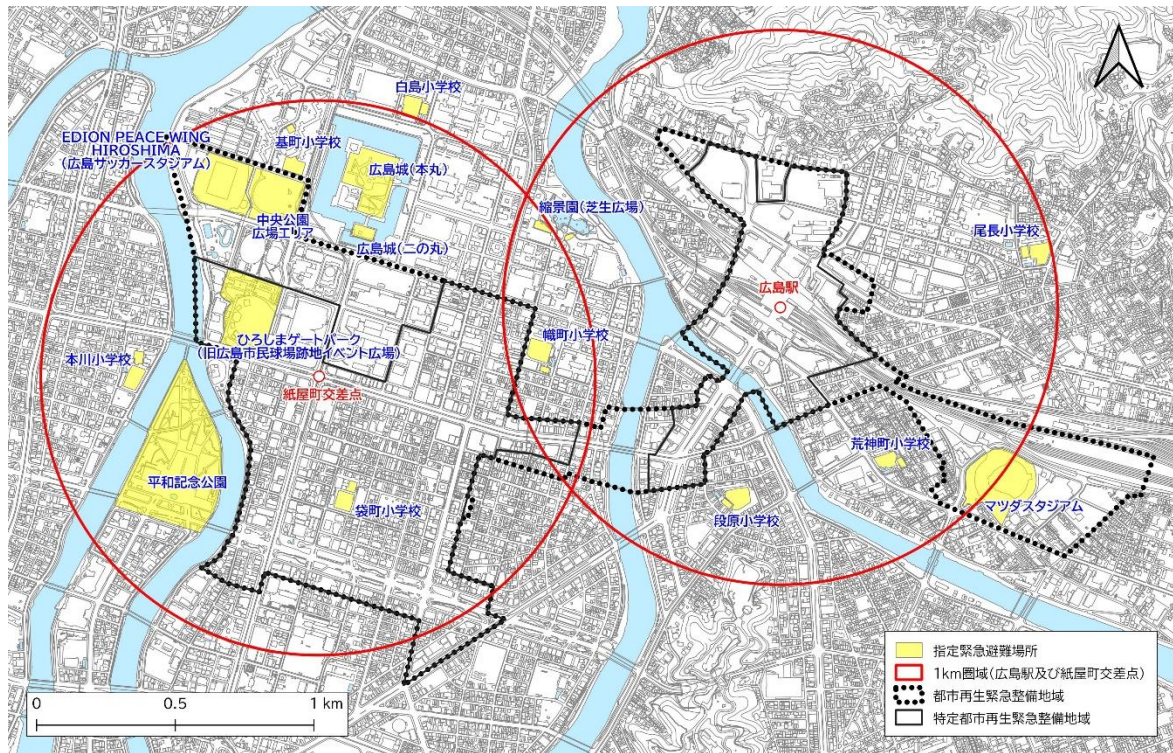
名称	所在地	避難場所
基町小学校	中区基町 20-2	体育館・グラウンド
幟町小学校	中区幟町 3-10	体育館・グラウンド
白島小学校	中区西白島町 26-3	体育館・グラウンド
本川小学校	中区本川町一丁目 5-39	体育館・グラウンド
平和記念公園	中区中島町・大手町一丁目	公園
縮景園	中区上幟町 2	—
広島城跡	中区基町 21	—
受入可能人数合計		約 12.43 万人

《一時退避場所として利用が想定される都市公園等の候補地:9施設》

大手町第一公園	上幟町公園	空鞆公園
大手町第二公園	京口門公園	—
袋町公園	橋本町公園	—
幟町公園	本川公園	—
受入可能人数合計		約 1.62 万人

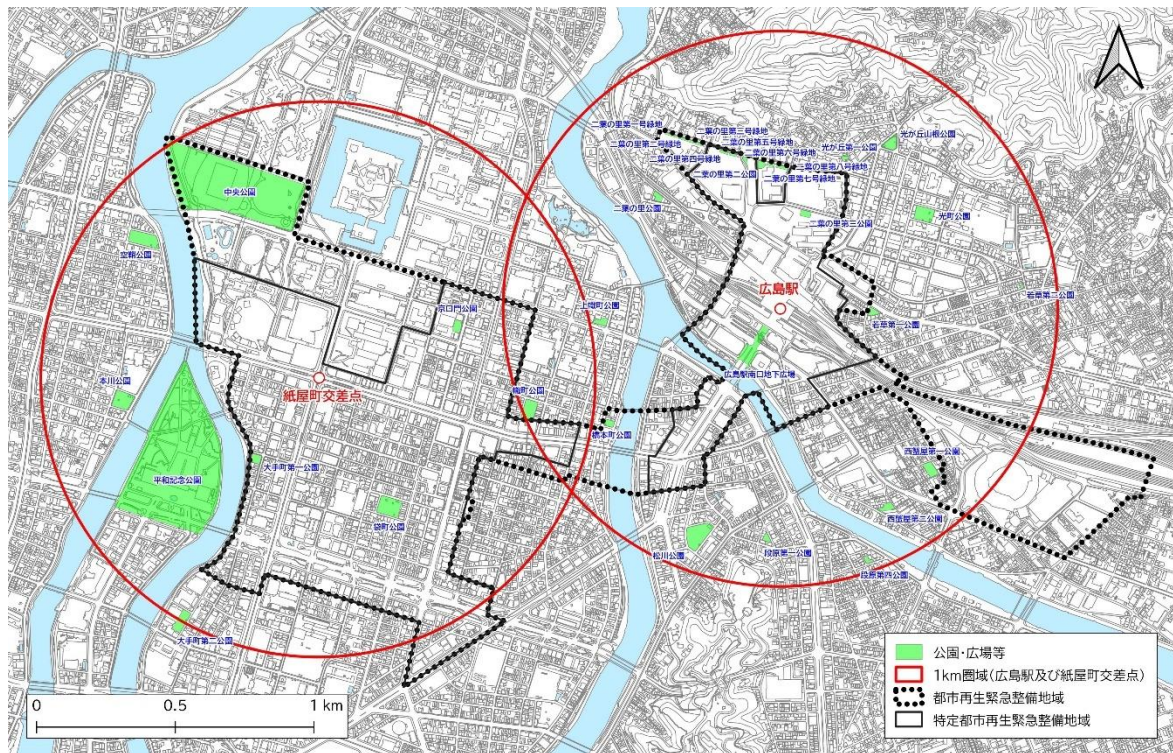
紙屋町・八丁堀地区における、一時退避場所の受入可能人数の合計 **約 19.15 万人**

図 指定緊急避難場所



(資料) 広島市

図 対象区域及び周辺の公園・広場等



(資料) 広島市ほか

■帰宅困難者一時滞在施設等

【広島駅周辺地区】

- 滞留者が最大となる平日12時での帰宅困難者約0.85万人に対し、帰宅困難者一時滞在施設における受入可能人数は、2,650人となっており、大幅に不足しています。
- このほか、対象区域周辺の指定避難所を活用することで約620人の受入が可能です。

《帰宅困難者一時滞在施設(対象区域及びその周辺:12施設)》

施設名	所在地	滞在場所	受入可能人数
広島インテリジェントホテル スタジアム前	南区東荒神町 3-36	2階宴会場・ロビー	50人
広島インテリジェントホテル アネックス	南区稻荷町 3-27	2階宴会場・ロビー	40人
広島グランドインテリジェント ホテル	南区京橋町 1-4	2,3階宴会場・ロビー	300人
広島オフィスセンター	南区東荒神町 3-34	2号館4階会議室	110人
シェラトングランドホテル 広島	東区若草町 12-1	3階宴会場	250人
ホテルグランヴィア広島	南区松原町 1-5	4階宴会場	300人
ルネサンス広島 ボールパークタウン	南区南蟹屋二丁目 3-3	4階スタジオ・5階テニスコート	600人
ザ ロイヤルパークホテル 広島リバーサイド	中区上幟町 7-14	2階宴会場・多目的ホール	140人
ホテル広島ガーデンパレス	東区光町一丁目 15-21	2階宴会場	100人
BIGFRONTひろしま	南区松原町 100	2階エントランスホール・デッキ部	100人
ゼクシス広島 (エキシティ・ウエスト)	南区松原町 3-1	8階スポーツ施設	260人
広テレビビル	東区二葉の里三丁目 5-4	エントランスホール・ 1階広島テレビホール	400人
受入可能人数合計			2,650人

※ 受入可能人数は広島市との協定書に記載の収容人数。

《指定避難所(対象区域周辺:3施設)》

名称	所在地	避難場所
尾長小学校	東区山根町 21-10	体育館
荒神町小学校	南区西蟹屋三丁目 7-27	体育館
段原小学校	南区的場町二丁目 4-19	体育館
受入可能人数(帰宅困難者一時滞在施設として受入できる見込みの人数)合計		約620人

広島駅周辺地区における、帰宅困難者一時滞在施設等の受入可能人数の合計 **約3,270人**

【紙屋町・八丁堀地区】

- 滞留者が最大となる平日13時での帰宅困難者約1.03万人に対し、帰宅困難者一時滞在施設の受入可能人数は、12,634人となっており、充足しています。
- このほか、対象区域及びその周辺の指定避難所を活用することで約3,000人の受入が可能です。

《帰宅困難者一時滞在施設(対象区域及びその周辺:17施設)》

施設名	所在地	滞在場所	受入可能人数
メルパルク広島	中区基町 6-36	ロビー・会議室	200人
ホテル法華クラブ広島	中区中町 7-7	2,10階会議室	100人
広島の宿相生	中区大手町一丁目 3-14	2階宴会場	100人
ANAクラウンプラザホテル広島	中区中町 7-20	3,4階宴会場	500人
三井ガーデンホテル広島	中区中町 9-12	3階宴会場	30人
ホテルエスプル広島平和公園	中区小町 3-17	1階ロビー・朝食コーナー・ 2階会議室(A.B.C.D)	50人
コンフォートホテル広島大手町	中区大手町三丁目 7-9	3階朝食コーナー	30人
リーガロイヤルホテル広島	中区基町 6-78	3,4階ロビー・4階小部屋・ 6階レストラン(3店舗)	1,500人
広島合同庁舎1号館附属棟	中区上八丁堀 6-30	2階共用大会議室・共用第 6会議室、第13会議室	200人
広島アンデルセン	中区本通 7-1	5階ロビー・宴会場	140人
国際PARK	中区田中町 2-10	1階会議室・応接室・食堂	50人
ひろぎんホールディングス 本社ビル	中区紙屋町一丁目 3-8	4階大ホール	300人
基町クレド・パセーラ	中区基町 6-78	NTTクレドホール、ホワイエ	950人
広島バスセンター	中区基町 6-27	3階コンコース等、8階ホール 及び通路、9階従業員休憩室等	400人
広島市文化交流会館	中区加古町 3-3	ホール、会議室	2,464人
EDION PEACE WING HIROSHIMA (広島サッカースタジアム)	中区基町 15-2-1	2階コンコース等	3,000人
JMS アステールプラザ	中区加古町 4-17	大ホール客席等	2,620人
受入可能人数合計			12,634人

※ 受入可能人数は、原則、広島市との協定書に記載の収容人数。

《指定避難所(対象区域及びその周辺:7施設)》

名称	所在地	避難場所
袋町小学校	中区袋町 6-36	体育館
基町小学校	中区基町 20-2	体育館
幟町小学校	中区幟町 3-10	体育館
白島小学校	中区西白島町 26-3	体育館
本川小学校	中区本川町一丁目 5-39	体育館
幟町中学校	中区上幟町 6-29	体育館
広島国際会議場	中区中島町 1-5	会議室
受入可能人数(帰宅困難者一時滞在施設として受入できる見込みの人数)合計		約 3,000 人

紙屋町・八丁堀地区における、帰宅困難者一時滞在施設等の受入可能人数の合計 **約 15,634 人**

■浸水時緊急退避施設

- 対象区域内では、広島駅周辺地区で2施設、紙屋町・八丁堀地区で3施設が指定されていますが、来訪者が多いと考えられる中心部での施設の不足により混乱が発生するおそれがあります。
- 対象区域周辺では、地上4階建て以上であることなどの構造要件に適合している庁舎や商業施設、マンション等が24施設指定されており、退避可能面積合計は約4.7万㎡となっています。

【広島駅周辺地区】

《浸水時緊急退避施設(対象区域内:2施設)》

名称	所在地	退避場所
マツダスタジアム(広島市民球場)	南区南蟹屋二丁目 3-1	メインコンコース(3階)、 通路(5、6階)
グランアーケテラス	東区若草町 11-2	階段、廊下
退避可能面積合計		約 10,650 ㎡

《浸水時緊急退避施設(対象区域周辺:15施設)》

名称	所在地	退避場所
市営大須賀住宅	南区大須賀町 20 番 6 号	廊下・階段等
グリーン二葉の里	東区二葉の里一丁目 2 番 34 号	階段、廊下
広成ビル	東区上大須賀町 1 番 1 号	階段、廊下、6 階講堂
広島市東区役所	東区東蟹屋町 9 番 38 号	階段、廊下、EVホール、食堂、 屋上
若草住宅	東区若草町 4 番 26 号	廊下・階段等
宗教法人念法真教広島念法寺	東区光町一丁目 9 番 5 号	階段、廊下、屋上
創価学会広島池田平和記念会館	東区光町一丁目 15 番 39 号	階段、廊下(4階～6階)

日商岩井光町ハイツ	東区光町一丁目 11 番 24 号	階段、廊下
広島市留学生会館	南区西荒神町 1 番 1 号	廊下、階段
広島市南消防署	南区的場町二丁目 5 番 14 号	講堂、ホール、会議室、廊下、階段、屋上
グランシャリオK	南区段原三丁目 2 番 19 号	階段、廊下
サニーコート	南区段原三丁目 3 番 7 号	階段、廊下
ルテラ段原	南区段原三丁目 2 番 7 号	階段、廊下
アストピア段原	南区段原四丁目 5 番 17 号	階段、廊下、屋上
ZAPP段原店	南区段原二丁目 1 番 10 号	屋内階段、立体駐車場
退避可能面積合計		約 14,570 m ²

【紙屋町・八丁堀地区】

《浸水時緊急退避施設(対象区域内:3施設)》

名称	所在地	退避場所
広島市立広島市民病院	中区基町 7-33	講堂(中央棟10階)
中保健所. 市立看護専門学校. 精神保健指導センター	中区富士見町 11-27	階段、廊下、EVホール等
広島県庁本館	中区基町 10-52	6 階講堂
退避可能面積合計		約 3,600 m ²

《浸水時緊急退避施設(対象区域周辺:9 施設)》

名称	所在地	退避場所
市営基町第18アパート	中区基町 18 番 1 号	廊下・階段等
市営基町第20アパート	中区基町 20 番 1 号	廊下・階段等
広島合同庁舎1号館	中区上八丁堀 6 番 30 号	廊下、エレベーターホール
広島合同庁舎2号館	中区上八丁堀 6 番 30 号	廊下、エレベーターホール
広島合同庁舎4号館	中区上八丁堀 6 番 30 号	廊下、エレベーターホール
広島市役所北庁舎(中区役所)	中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号	屋上及び階段室
中電病院別館	中区大手町三丁目 4 番 27 号	4階講義室
ハイコート秀	中区堺町一丁目 8 番 16 号	廊下、階段、EV ホール
国家公務員共済組合連合会 広島記念病院	中区本川町一丁目 4 番 3 号	廊下、階段、EV ホール、屋上 陸屋根部
退避可能面積合計		約 32,400 m ²

ウ 被災シナリオの想定

- 想定する地震が発生した際に、対象区域内で発生することが想定される事象を地震発生から時系列に沿って整理すると、以下のようになります。

	想定される事象・課題	想定される退避行動
発災直後	地震発生 【事象】 ・ 交通機関の運行が停止する。 ・ 建物から屋外に出る人が、建物周辺の歩道等に滞留する。 【課題】 ➢ 歩道での密集による危険や車道に人があふれ出ることによる混乱等が生じるおそれがある。 ➢ 超高層ビルの従業者等が屋外に出ると、屋外退避者数が増大し、更なる混乱等が生じる。 【歩道等の屋外退避スペースの受入可能人数】 広島駅周辺地区:約 4.1 万人※2 紙屋町・八丁堀地区:約 10.1 万人※2	屋外退避者の発生 ・ 買い物等で地区を訪れている来訪者や超高層ビル以外の建物の従業者等※1 が安全確認のためいったん屋外へ退避する。 ・ 超高層ビルは耐震性能が確保されているとともに、エレベーターが停止することが予想されるため、従業者等は建物内に留まることが想定される。 【屋外退避者数】 広島駅周辺地区:約 5.27 万人 紙屋町・八丁堀地区:約 8.69 万人
発災から数時間後まで	【事象】 ・ 屋外に出た人のうち、行き場のない人が、身の安全を確保するための場所を探す。 ・ 一時退避場所へ移動した人の滞留が発生する。 【課題】 ➢ 一時退避者の集中により、退避スペースが不足するおそれがある。 ➢ 一時退避者に対する災害情報や避難誘導等の情報発信が必要となる。 【一時退避場所の受入可能人数】 広島駅周辺地区:約 6.06 万人 紙屋町・八丁堀地区:約 19.15 万人	一時退避者の発生 ・ 建物の安全性が確保されている従業者等は建物内で待機する。 ・ 屋外へ一時的に退避した人のうち、建物の安全性が確保できない従業者や行き場を失った来訪者が、一時退避場所へ移動する。 【一時退避者数】 広島駅周辺地区:約 3.34 万人 紙屋町・八丁堀地区:約 4.91 万人
発災から24 時間後まで	【事象】 ・ 徒歩で帰宅可能な人は帰宅を開始し、困難な人は滞在場所を探す。 ・ 帰宅困難者一時滞在施設等へ移動してきた人たちの滞留が発生する。 【課題】 ➢ 徒歩帰宅者への支援が必要となる。 ➢ 帰宅困難者一時滞在施設等の不足により、帰宅困難者が行き場を失うおそれがある。 【帰宅困難者一時滞在施設等の受入可能人数】 広島駅周辺地区:約 0.33 万人 紙屋町・八丁堀地区:約 1.56 万人	帰宅困難者の発生 ・ 一時退避場所で待機する人のうち、徒歩で帰宅可能な人が帰宅を開始する。 ・ 徒歩による帰宅が困難で、滞在場所がない人が帰宅困難者一時滞在施設等へ移動する。 【帰宅困難者数】 広島駅周辺地区:約 0.85 万人 紙屋町・八丁堀地区:約 1.03 万人
発災から1 日目以降	【事象】 ・ 交通機関の一部が運行再開する。 ・ 帰宅困難者が帰宅を開始する。	・ 建物内や帰宅困難者一時滞在施設等に待機している人が、公共交通の復旧状況に応じて帰宅を開始する。

※1 15 階以上の建物を想定し、広島市都心実態調査における 15 階以上の業務系建築物の面積比率を滞在者数に乗じて算出して、これを滞在者数から除外。

※2 屋外退避スペースのうち都市公園等については、植栽部分等退避できない部分を減じるため 0.7 を乗じて算出。

第3章 課題と取組方針

1. 課題整理

地区の現状、被害想定より、地区における災害発生時の課題を整理すると、以下のようになります。

① 滞在者・来訪者の一斉帰宅による多数の帰宅困難者等の発生

- 地区内には、従業者・通学者などの滞在者に加え、買い物や観光に訪れている来訪者が多くいるため、公共交通機関の運行停止などに伴い多数の帰宅困難者が発生し、混乱が生じるおそれがあります。
- 地区内の事業所等における一斉帰宅の抑制が十分に浸透していないため、屋内待機をしない人により、想定を上回る帰宅困難者等が発生するおそれがあります。
- 地区内における避難誘導に関する体制・ルール等が整備されていないため、帰宅困難者等に対する一時退避場所や帰宅困難者一時滞在施設等への誘導や徒歩帰宅への適切な支援が行われず、一部の施設等への集中による混乱や、道路等への過度な滞留による2次被害の発生などが懸念されます。

② 帰宅困難者等の受入場所の不足

- 広島市と協定を結んでいる帰宅困難者一時滞在施設の受入可能人数は、広島駅周辺地区において、発生が想定される滞在場所のない帰宅困難者数に対して不足しています。また、帰宅困難者のための備蓄が十分に確保されていません。
- 地区内で一時退避場所として利用可能な指定緊急避難場所等の面積は、発生が想定される一時退避者を受け入れるために必要な面積を充足していますが、場所に偏りがあるとともに、気温や天候等の状況によっては退避先に偏りが生じるおそれがあるため、一時退避者の集中による受入場所の不足や、一時退避後の避難・帰宅等に要する時間の拡大などが発生することが懸念されます。
- 新型コロナウイルス感染症などの感染対策として、1人当たりの占有面積をより広く確保する場合があるため、上記よりもさらに不足するおそれがあります。

③ 災害情報等の連絡・共有体制の不足

- 来訪者等に対して、災害の発生状況や避難に関する情報、交通機関の運行情報等を迅速かつ正確に伝えるための情報発信手段が不足しており、混乱が生じるおそれがあります。
- 行政と関係事業者間や、関係事業者同士で相互に情報を共有できる仕組みが整備されておらず、被害状況や交通機関の運行状況、帰宅困難者等の受入状況等の情報の迅速な収集・共有が困難です。

④ 建物倒壊等の危険性

- 地区内には建築年次の古い建築物が多く、耐震性のない建築物が一定程度存在するため、倒壊等による人的被害の発生や、帰宅困難者等の増大につながることが懸念されます。

2. 取組方針

(1) 地区の将来像

地区の現状、被害想定とともに、都市再生緊急整備地域の地域整備方針や「ひろしま都心活性化プラン」における将来像等を踏まえ、都市再生安全確保計画により達成することを目指す地区の将来像を以下のように定めます。

都市機能を支え、その価値を高める みんなで災害に備えるまち

- 当地区は、都市再生緊急整備地域の地域整備方針において、国内外から多くの人や企業を惹き付ける都市機能の集積や、新たな交流とにぎわいにあふれた都心空間の形成等を整備の目標として掲げています。
- こうした都市整備を進め、国内外から選ばれる地区となるためには、都市機能を支え、地区の付加価値を高める防災機能が必要です。このため、地区に関わる全ての主体が一体となり、災害時にあっても滞留者の安全が確保され、都市機能が維持されるような、災害への備えがあるまちを目指します。

(2) 将来像を実現するための目標と取組方針

① 帰宅困難者等の発生抑制

- 発災時に多数の帰宅困難者が発生することが予想されますが、それらを受け入れる帰宅困難者一時滞在施設等が十分に確保されていないため、滞り場所のない帰宅困難者の発生をできるだけ抑制する必要があります。
- 特に地区内の滞り者については、滞りする建築物が倒壊のおそれがある場合を除き、事業所等に待機することを前提としていることから、一斉帰宅の抑制や建築物の耐震化を図ります。

■一斉帰宅の抑制

- 地区内の各事業所等における一斉帰宅の抑制を徹底することにより、滞り者の事業所等への待機を促進し、滞り場所のない帰宅困難者の発生を抑制します。

■建物の耐震化

- 旧耐震基準建築物の耐震補強や建替え等による耐震化を促進し、人的・建物被害の軽減や事業継続性の向上を目指すとともに、事業所等に待機することが可能な滞り者の増加を図ります。

② 帰宅困難者等の安全確保

- 発災時に滞在者・来訪者による周辺道路や避難路の混雑により、救護活動の妨げや余震等による二次災害の発生が懸念されることから、滞留者の混乱を回避し、安全を確保する必要があります。
- このため、関係主体の連携による避難誘導の円滑化を図るとともに、一時退避や一時滞在のための施設等の確保を図ります。
- また、水・トイレの提供など、滞在所のない帰宅困難者や帰宅可能者を支援するための取組を推進します。

■避難誘導等の円滑化

- 発災時における避難誘導や一時退避場所、帰宅困難者一時滞在施設等における受入のルール、各関係主体の取組等を明確化し、帰宅困難者等を円滑に退避誘導する仕組みづくりを行います。

■一時退避場所、帰宅困難者一時滞在施設等の確保

- 一時退避場所への滞留者の集中を避けるため、開発や建替え時におけるオープンスペース等の確保や、既存施設において活用可能なスペースの一時退避場所としての位置付けによる一時退避場所の拡充を図ります。
- 滞在所のない帰宅困難者を受け入れる帰宅困難者一時滞在施設等について、開発や建替え時における施設の確保や、既存施設における受入スペースの提供による帰宅困難者一時滞在施設等としての位置付けを図ります。
- 帰宅困難者一時滞在施設等の受入可能人数は、発生が想定される滞在所のない帰宅困難者数に対して不足していることから、帰宅困難者一時退避場所のうち、屋根や自家発電設備などを有しており、屋外でも避難者が一定期間滞在することが可能な場所については、無理に帰宅困難者一時滞在施設等への移動を促すのではなく、そのまま滞在することができるよう柔軟に対応します。

■備蓄品の確保

- 各事業所等の滞在者が必要とする備蓄品の確保に努めるとともに、滞在所のない帰宅困難者に対して提供できる水や毛布等の備蓄品やトイレ等の確保を図ります。

■徒歩帰宅者の支援

- 徒歩で帰宅せざるを得ない滞留者に対し、徒歩による帰宅を安全・円滑に行うことができるよう、災害情報や交通情報の提供、水やトイレの提供が受けられる災害時帰宅支援ステーションの周知などによる支援を図ります。

③ 災害に関する情報の共有

- 災害発生時には、迅速かつ正確に情報を収集し、関係主体がこれを共有するとともに、滞留者へ正確な情報を提供することが求められます。
- このため、発災時に地区内の情報を速やかに伝達する仕組みづくりを行うとともに、多様な媒体を活用した情報提供ツールの整備を図ります。

■情報伝達の仕組みづくり

- 行政と事業者が連携し、各主体が発信すべき情報の種類や、情報の共有・発信手段等についての共通ルールを明確化し、発災時における迅速かつ正確な情報伝達の仕組みづくりを行います。

■情報提供ツールの整備

- 災害情報や交通機関の情報、一時退避場所や帰宅困難者一時滞在施設等の開設状況などについて、多様な媒体を活用し、正確に提供できるよう、デジタルサイネージやホームページ、SNS、スマホアプリなどの活用や新たな整備・構築を図ります。
- 外国人の滞留者に対しても正確な情報提供が行えるよう、各種媒体における多言語化を進めます。

④ 帰宅困難者支援体制の整備

- 行政機関は、発災直後は被災者の救出・救護活動対応を優先する必要があるため、帰宅困難者への十分な初期対応が困難であることから、発災時における滞留者の安全確保のためには、地区内の事業者が主体となり、適切な役割分担のもとで、行政機関と連携して初動対応に当たることが重要です。
- このため、行政機関と連携し、都市再生安全確保計画部会の構成員が中心となって地区内の帰宅困難者支援を統括するための体制づくりを行います。
- また、災害発生時に速やかな連携・協力が図られ、地区全体での帰宅困難者支援が実施可能となるよう、各事業所における防災体制を充実・強化し、事業継続性の確保を図ります。

■帰宅困難者支援を統括する体制づくり

- 都市再生安全確保計画部会の構成員が中心となり、発災時に初動対応にあたる体制をあらかじめ想定し、迅速な運営体制の確立を図ります。
- 地区内のエリアマネジメント団体と連携し、平時からの情報共有や事業者間の連絡調整、対応マニュアルやルールづくりなどに取り組むとともに、発災時における連携した帰宅困難者支援に取り組みます。

■各事業者の防災に関する取組の充実・強化

- 各事業者において、自主防災計画の策定や計画に基づく取組の実施など、自主的な防災体制の充実・強化を図ります。
- 災害時の事業継続計画（BCP）の作成やライフラインの途絶に対する備えなど、事業継続が困難とならないための取組を進めます。

⑤ 平常時における備えの充実

- 発災時において、計画に基づく帰宅困難者支援を円滑に実施するためには、各関係主体が平常時から災害に対する備えを十分に行っておくことが重要です。
- このため、日頃から防災に関する広報や啓発活動に取り組むとともに、自主防災訓練や地区内での帰宅困難者対応訓練など、防災に関する訓練を実施します。

■防災に関する啓発活動の実施

- 地区内の従業者や来訪者に対し、ポスター掲出やパンフレット配布、セミナー等の開催などを通じた、災害時の行動や平常時に備えておくべきことなどについての啓発活動に取り組みます。

■防災に関する訓練の実施

- 各事業者における自主防災訓練の充実を図るとともに、行政と事業者が連携し、情報伝達や発災時の対応手順、ルール、役割等を確認・検証する帰宅困難者対応訓練の継続的な実施に取り組みます。

第4章 目標を達成するための具体的な取組

本計画の目標及び取組方針を踏まえ、都市再生特別措置法第19条の15第2項第二号～第六号に該当する取組を整理します。

1. 都市再生安全確保施設※の整備及び管理等（法第19条の15第2項第二号及び第三号関係）

- 大規模な地震が発生した場合に滞留者の安全を確保するために必要な施設（都市再生安全確保施設）として、概ね半径1kmの範囲にある一時退避場所等を活用することを想定して以下の整備済み及び整備予定の施設を定めます。
- 今後も都市再生安全確保計画部会を中心に継続検討を実施し、施設所有者等と協議が整った時点で都市再生安全確保施設として計画に記載して位置付けます。

※ 都市再生安全確保施設：大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全を確保するために必要な退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設、その他の施設

（1）一時退避場所

【広島駅周辺地区】

〈整備済みの施設(指定緊急避難場所)〉－受入可能人数 計 4.56 万人

No.	施設に関する事項	管理に関する事項	
	施設の名称	管理主体	管理の内容
1	マツダスタジアム(広島市民球場)	株式会社広島東洋カープ	施設維持管理
2	尾長小学校	広島市	施設維持管理
3	荒神町小学校	広島市	施設維持管理
4	段原小学校	広島市	施設維持管理

〈整備済みの施設(民間施設等)〉－受入可能人数 計 0.70 万人

No.	施設に関する事項		管理に関する事項	
	施設の名称	受入場所	管理主体	管理の内容
1	エキシティ広島	共用通路・デッキ	EKICITY HIROSHIMA 全体管理組合	施設維持管理
2	シェラトングランドホテル広島	屋外の空地 共用通路・デッキ	シェラトングランドホテル 広島	施設維持管理
3	BIGFRONTひろしま	屋外の空地 共用通路・デッキ	BIGFRONTひろしま 管理組合	施設維持管理

No.	施設に関する事項		管理に関する事項	
	施設の名称	受入場所	管理主体	管理の内容
4	GRANODE広島	屋外の空地	大和ハウスリアルティ マネジメント株式会社	施設維持管理
5	広島駅南口地下広場※	イベント広場	広島駅南口開発株式会社	施設維持管理

※ 一部について、広島駅南口広場の再整備等により、通行等に制約あり（令和10年度末（予定）まで）

〈一時退避場所として利用が想定される都市公園等〉－受入可能人数 計 1.50 万人

段原第一公園	光町公園	二葉の里公園
段原第四公園	光が丘山根公園	二葉の里第二公園
松川公園	光が丘第一公園	二葉の里第三公園
西蟹屋第一公園	若草第一公園	二葉の里緑地(第一～八号)
西蟹屋第二公園	若草第二公園	－

広島駅周辺地区における、一時退避場所 受入可能人数の合計 約 6.76 万人

【紙屋町・八丁堀地区】

〈整備済みの施設(指定緊急避難場所)〉－受入可能人数 計 17.53 万人

No.	施設に関する事項	管理に関する事項	
	施設の名称	管理主体	管理の内容
1	袋町小学校	広島市	施設維持管理
2	基町小学校	広島市	施設維持管理
3	幟町小学校	広島市	施設維持管理
4	白島小学校	広島市	施設維持管理
5	本川小学校	広島市	施設維持管理
6	平和記念公園	広島市	施設維持管理
7	縮景園	広島県	施設維持管理
8	広島城跡	公益財団法人 広島市みどり生きもの協会	施設維持管理
9	ひろしまゲートパーク (旧広島市民球場跡地イベント広場)	NEW HIROSHIMA GATEPARK	施設維持管理

No.	施設に関する事項	管理に関する事項	
	施設の名称	管理主体	管理の内容
10	EDION PEACE WING HIROSHIMA (広島サッカースタジアム)	株式会社サンフレッチェ広島	施設維持管理
11	中央公園広場エリア	ACTIVE COMMUNITY PARK 管理運営共同事業体	施設維持管理

〈整備済みの施設(民間施設等)〉－受入可能人数 計 1.63 万人

No.	施設に関する事項		管理に関する事項	
	施設の名称	受入場所	管理主体	管理の内容
1	エディオン広島本店	屋外の空地	株式会社エディオン	施設維持管理
2	基町クレド・パセーラ	屋外の空地 共用通路・デッキ	NTT都市開発株式会社	施設維持管理
3	そごう広島店	屋外の空地	株式会社そごう・西武 そごう広島店	施設維持管理
4	ひろぎんホールディングス 本社ビル	屋外の空地	株式会社 ひろぎんホールディングス	施設維持管理
5	紙屋町シャレオ	地下広場 (通路部分を除く)	国土交通省、広島市、 広島地下街開発株式会社	道路維持管理 施設維持管理
6	広島バスセンター	3階コンコース等 (24:00～5:00 閉鎖)	株式会社広島バスセンター	施設維持管理
7	ANAクラウンプラザホテル 広島	屋外の空地	ANAクラウンプラザホテル 広島	施設維持管理
8	リーガロイヤルホテル広島	屋外の空地	株式会社 リーガロイヤルホテル広島	施設維持管理

〈一時退避場所として利用が想定される都市公園等〉－受入可能人数 計 1.62 万人

大手町第一公園	上幟町公園	空鞆公園
大手町第二公園	京口門公園	－
袋町公園	橋本町公園	－
幟町公園	本川公園	－

紙屋町・八丁堀地区における、一時退避場所 受入可能人数の合計 約 20.78 万人

(2)帰宅困難者一時滞在施設等

【広島駅周辺地区】(12施設)

〈帰宅困難者一時滞在施設(民間施設等)〉－受入可能人数 計 0.27 万人

No.	施設に関する事項		管理に関する事項		協定締結の有無
	施設の名称	受入場所	管理主体	管理の内容	
1	広島インテリジェントホテル スタジアム前	2 階宴会場 ロビー	株式会社光 HOTEL&OFFICE	施設維持管理	○
2	広島インテリジェントホテル アネックス	2 階宴会場 ロビー	株式会社光 HOTEL&OFFICE	施設維持管理	○
3	広島グランドインテリジェント ホテル	2,3 階宴会場 ロビー	株式会社光 HOTEL&OFFICE	施設維持管理	○
4	広島オフィスセンター	2 号館 4 階 会議室	株式会社光 HOTEL&OFFICE	施設維持管理	○
5	シェラトングランドホテル広島	3 階宴会場	シェラトングランド ホテル広島	施設維持管理	○
6	ホテルグランヴィア広島	4 階宴会場	株式会社ホテル グランヴィア広島	施設維持管理	○
7	ルネサンス広島 ボールパークタウン	4 階スタジオ 5 階テニスコート	株式会社ルネサンス	施設維持管理	○
8	ザロイヤルパークホテル広島 リバーサイド	2 階宴会場 多目的ホール	三菱地所ホテルズ & リゾーツ株式会社	施設維持管理	○
9	ホテル広島ガーデンパレス	2 階宴会場	日本私立学校振興 ・共済事業団	施設維持管理	○
10	BIGFRONTひろしま	2 階エントランス ホールデッキ部	BIGFRONT ひろしま管理組合	施設維持管理	○
11	ゼクシス広島 (エキシティ・ウエスト)	8 階スポーツ 施設	株式会社ゼクシス	施設維持管理	○
12	広テレビビル	エントランスホー ル 1 階広島テレ ビホール	株式会社 Attract One	施設維持管理	○

〈指定避難所〉－受入可能人数 計 約 0.06 万人

名称	所在地	避難場所
尾長小学校	東区山根町 21-10	体育館
荒神町小学校	南区西蟹屋三丁目 7-27	体育館
段原小学校	南区的場町二丁目 4-19	体育館

広島駅周辺地区における、帰宅困難者一時滞在施設等 受入可能人数の合計 約 0.33 万人

【紙屋町・八丁堀地区】(17 施設)

〈帰宅困難者一時滞在施設(民間施設等)〉-受入可能人数 計 約 1.26万人

No.	施設に関する事項		管理に関する事項		協定締結 の有無
	施設の名称	受入場所	管理主体	管理の内容	
13	メルパルク広島	ロビー、会議室	メルパルク株式会社	施設維持管理	○
14	ホテル法華クラブ広島	2,10 階会議室	株式会社法華倶楽部	施設維持管理	○
15	広島の宿相生	2 階宴会場	広島の宿相生	施設維持管理	○
16	ANAクラウンプラザ ホテル広島	3,4 階宴会場	ANAクラウンプラザ ホテル広島	施設維持管理	○
17	三井ガーデンホテル 広島	3 階宴会場	株式会社三井不動産 ホテルマネジメント	施設維持管理	○
18	ホテルエスプル広島 平和公園	1 階ロビー、朝食 コーナー、2 階会 議室(A.B.C.D)	株式会社グリーンズ	施設維持管理	○
19	コンフォートホテル 広島大手町	3 階朝食コーナ ー	株式会社グリーンズ	施設維持管理	○
20	リーガロイヤルホテル 広島	3,4 階ロビー、4 階小部屋、6 階レ ストラン(3 店舗)	株式会社リーガ ロイヤルホテル広島	施設維持管理	○
21	広島合同庁舎 1 号館 附属棟	2 階共用大会議 室、共用第 6 会 議室、第 13 会議 室	中国財務局	施設維持管理	○
22	広島アンデルセン	5 階ロビー、宴会 場	株式会社 アンデルセン	施設維持管理	○
23	国際PARK	1 階会議室、応接 室 食堂	東洋観光グループ	施設維持管理	○
24	ひろぎんホールディングス本 社ビル	4階大ホール	株式会社ひろぎん ホールディングス	施設維持管理	○
25	基町クレド・パセーラ	NTT クレドホー ル、ホワイエ	NTT都市開発 株式会社	施設維持管理	○
26	広島バスセンター	3 階コンコース 等、8階ホール及 び通路、9階従業 員休憩室等	株式会社 広島バスセンター	施設維持管理	○
27	広島市文化交流会館	ホール、会議室	広島アートウインド 運営企業体	施設維持管理	○

28	EDION PEACE WING HIROSHIMA (広島サッカースタジアム)	2階コンコース等	株式会社 サンフレッチェ広島	施設維持管理	－
29	JMS アステールプラザ	大ホール客席等	公益財団法人 広島市文化財団	施設維持管理	○

〈指定避難所〉－受入可能人数 計 約 0.30 万人

名称	所在地	避難場所
袋町小学校	中区袋町 6-36	体育館
基町小学校	中区基町 20-2	体育館
幟町小学校	中区幟町 3-10	体育館
白島小学校	中区西白島町 26-3	体育館
本川小学校	中区本川町一丁目 5-39	体育館
幟町中学校	中区上幟町 6-29	体育館
広島国際会議場	中区中島町 1-5	会議室

紙屋町・八丁堀地区における、帰宅困難者一時滞在施設等受入可能人数の合計 約 1.56 万人

図 都市再生安全確保施設（広島駅周辺地区）

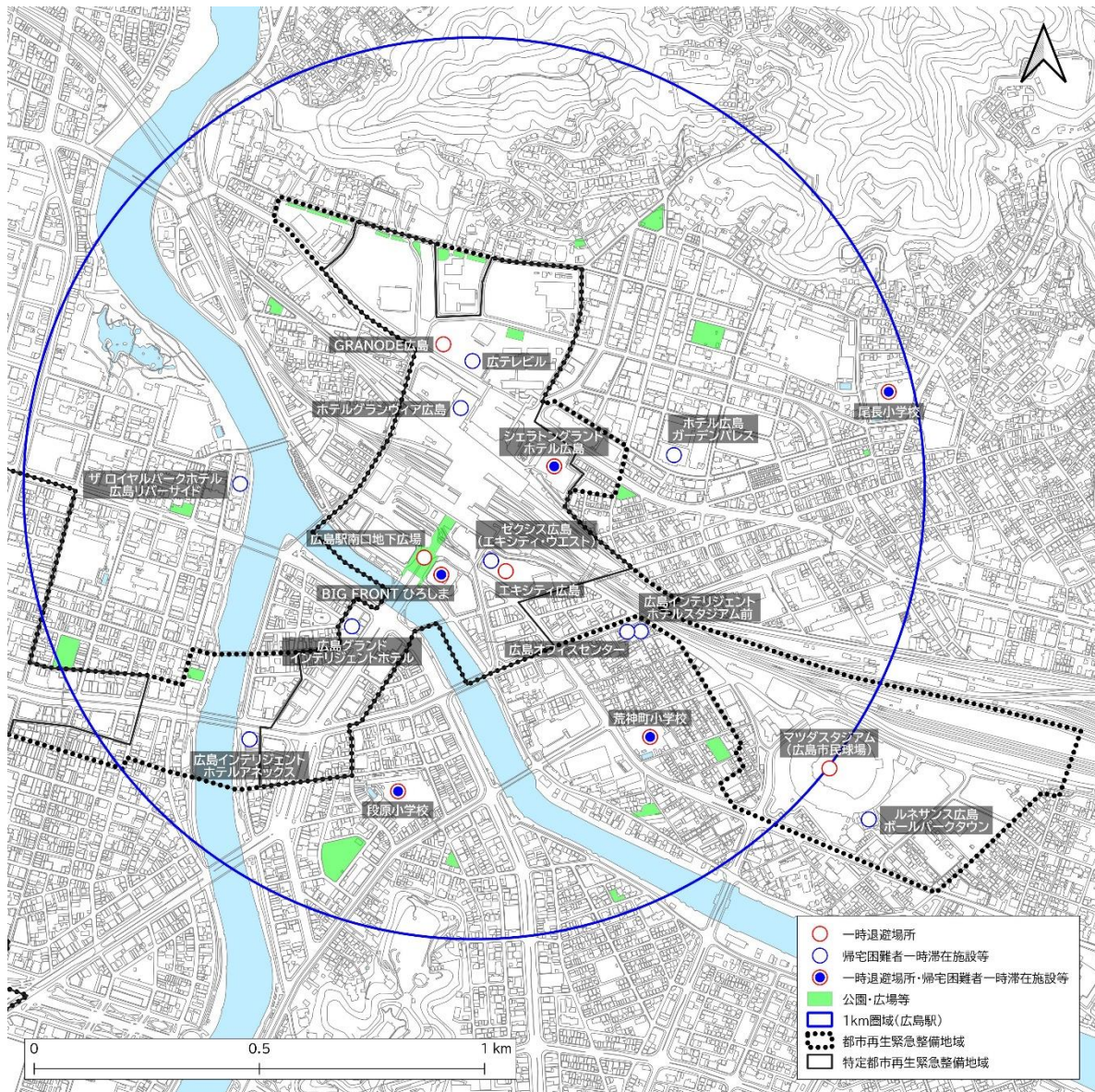
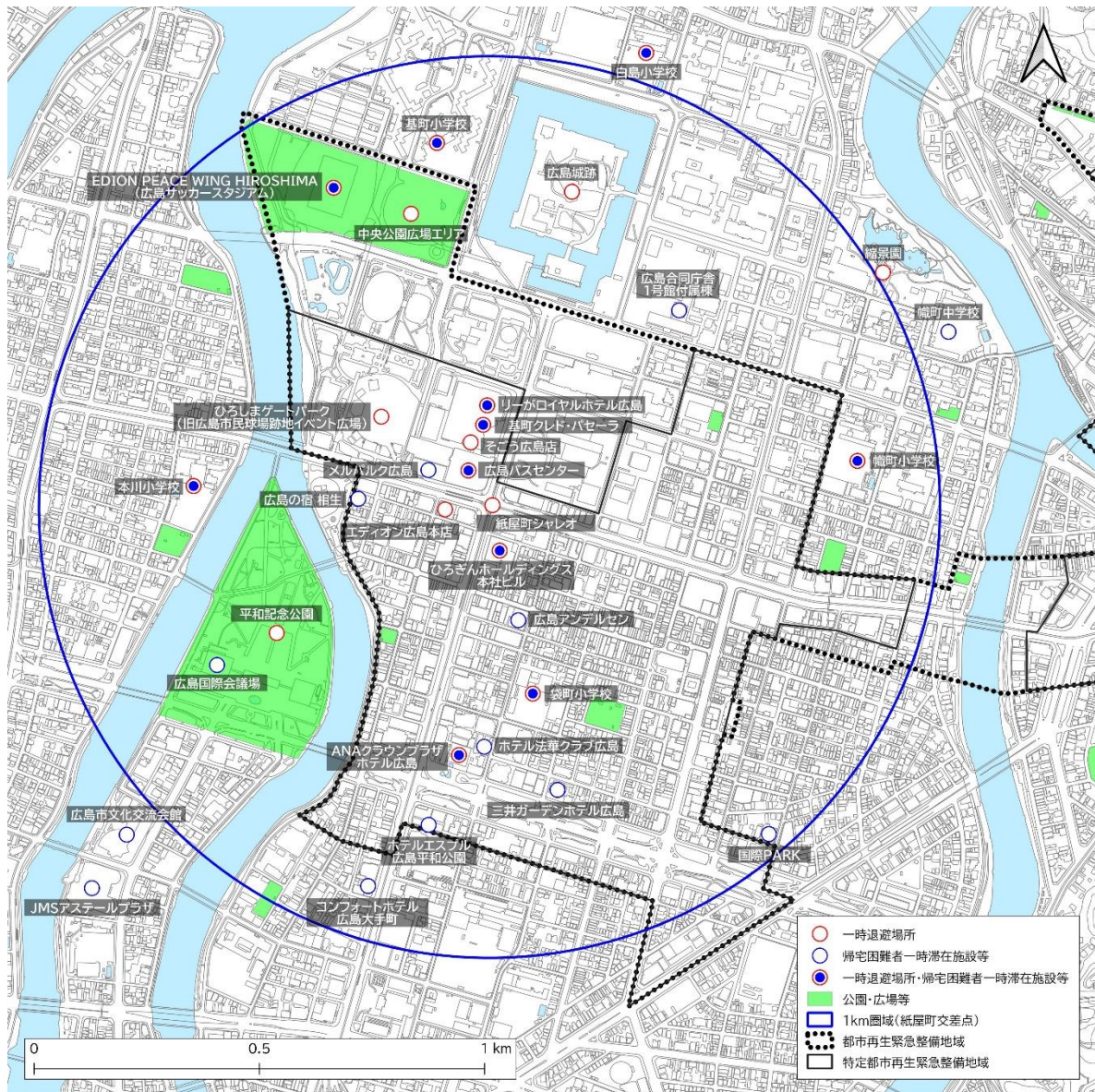


図 都市再生安全確保施設（紙屋町・八丁堀地区）



2. 滞在者等の安全を確保するために実施する事業（同第四号関係）

都市再生安全確保施設が災害時に十分機能するための環境整備や地域の滞留者の安全の確保を図るために必要な事業等については、施設所有者等と実施に向けた協議が整った時点で計画に記載して位置付けます。

例えば、当該都市再生安全確保施設が設置された建築物の耐震改修、退避経路のような都市再生安全確保施設の周辺建築物の耐震改修、非常用電気等供給施設が設置された機械室の防水機能の強化、老朽化して災害時に危険な建築物の除却・建替等が想定され、計画に位置付けられた事業等の実施に対して、国庫補助等の国の支援を受けることができます。

3. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及び事項（同第五号及び第六号関係）

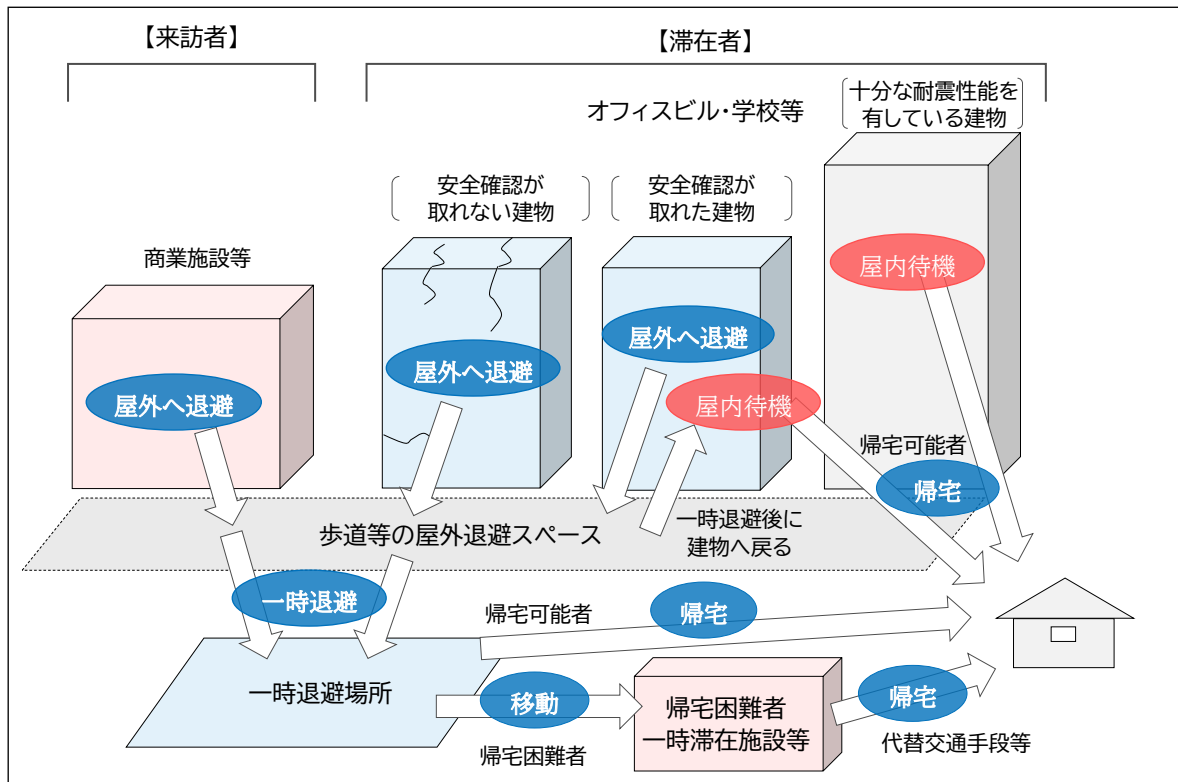
(1) 基本的な考え方

ア 避難の基本的な考え方

- 発災後、滞在者及び来訪者は、建物の倒壊や上方からの落下物に注意しながら屋外の歩道等の屋外退避スペースへ避難します。ただし、滞在者のうち十分な耐震性能を有している建物に滞在する場合については、屋内待機します。
- 発災から6時間程度までの間、建物の安全が確認された滞在者は、建物へ戻り屋内待機します。建物の安全が確認できなかった滞在者は、一時退避場所へ避難します。
- 発災後6時間から12時間程度までの間、徒歩帰宅者は、災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア・ファストフード店・ガソリンスタンド等）を活用しながら帰宅します。帰宅困難者は、建物の安全が確認され開設された帰宅困難者一時滞在施設等へ避難します。
- 発災後12時間から24時間までの間、帰宅困難者は、帰宅困難者一時滞在施設等に退避し、公共交通機関の復旧または代替移動手段（代行バス等）の運行に合わせ、順次帰宅します。

※ 避難者は、余震や津波等の情報に注意し、避難行動中に目前急迫の浸水危険にさらされた場合には、付近の浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階へ退避する。

避難誘導イメージ図



(2) 平常時に実施する備え

滞留者の安全の確保を図るための平常時において実施する備えは以下の通りです。

ア 都市再生安全確保施設等の確保

■退避経路の確保

◎開発や建替えに伴う安全性の高い退避経路の確保

- 事業者及び行政は、都市開発や建築物の建替え、公共施設整備等の機能更新に合わせ、安全性の高い退避経路の確保に努めます。

■退避経路の安全性の確保

◎退避経路における看板等の落下防止

- 退避経路の所有者・管理者は、退避経路の安全性を確保するため、退避経路における看板等の落下防止のための定期的な点検・補修等に努めます。

【その他の実施を検討する取組】

- 避難誘導サインの設置

■一時退避場所の確保

◎開発や建替えに伴う一時退避場所の整備

- 事業者及び行政は、都市開発や建築物の建替え、公共施設整備等の機能更新に合わせ、公共空間や民間施設内において、一時退避場所として活用可能なオープンスペースの充実を図ります。

◎既存施設における活用可能スペースの提供

- 事業者及び行政は連携し、既存施設において活用可能な前庭、駐車場等の屋外空間の一時退避場所としての位置付けを検討します。

◎公園・公開空地等のオープンスペースの活用

- 行政は、地区内及びその周辺の公園について、一時退避場所としての位置付けを検討します。
- 事業者及び行政は連携し、まとまった規模の公開空地や広場等の常時開放された空間の一時退避場所としての位置付けを検討します。

■帰宅困難者一時滞在施設等の拡充

◎開発や建替えに伴う帰宅困難者一時滞在施設等の確保

- 事業者及び行政は連携し、建築物の建替え等の機能更新に合わせ、帰宅困難者一時滞在施設等としての活用を図ります。

◎既存施設における受入スペースの提供・拡充

- 事業者及び行政は連携し、エントランスホールや会議室等の空間のある既存施設について、帰宅困難者一時滞在施設等としての活用を検討します。
- 帰宅困難者一時滞在施設等の所有者・管理者は、施設内における滞在場所として活用可能な空間の確保に努め、受入可能人数の拡充を図ります。

■都市再生安全確保施設等の管理

◎一時退避場所や帰宅困難者一時滞在施設等の維持・管理

- 都市再生安全確保施設等の所有者・管理者は、一時退避場所や帰宅困難者一時滞在施設等の適正な維持・管理に取り組むとともに、待機・滞在環境の向上を図ります。

■備蓄倉庫の整備

◎既存施設における備蓄スペースの確保

- 事業者、帰宅困難者一時滞在施設等の所有者・管理者は、施設利用者や帰宅困難者のための備蓄品を保管するための備蓄スペースの確保に努めます。

【その他の実施を検討する取組】

- 開発や建替えに伴う備蓄倉庫の整備

■帰宅困難者のための備蓄品の確保

◎備蓄品の確保

- 帰宅困難者一時滞在施設等の所有者・管理者は、受け入れた帰宅困難者のために必要な備蓄品の確保に努めます。
- 事業者は、従業員を対象とした備蓄品を確保する際に、余分に備蓄することなどにより、帰宅困難者等への提供を検討します。
- 行政は、必要に応じて、被災者用に備蓄している物資等の帰宅困難者への提供に努めます。

【その他の実施を検討する取組】

- 備蓄品供給体制の構築
- 小売店等と連携した流通備蓄の活用

■災害時帰宅支援ステーションの活用

◎災害時帰宅支援ステーションの拡充

- 行政と連携する事業者を増やし、情報提供やトイレ・水道水等を提供する災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア等）の拡充を図ります。

【その他の実施を検討する取組】

○災害時帰宅支援ステーションマップ等の作成・周知

【取組体制・実施期間】

取組内容	施設等 管理者※1	事業者※2	行政	実施 期間
開発や建替えに伴う安全性の高い退避経路の整備		○	○	中・長期
退避経路における看板等の落下防止	○			短期
開発や建替えに伴う一時退避場所の整備		○	○	中・長期
既存施設における活用可能スペースの提供		○	○	短期
公園・公開空地等のオープンスペースの活用		○	○	短期
開発や建替えに伴う帰宅困難者一時滞在施設等の確保		○	○	中・長期
既存施設における受入スペースの提供・拡充	○	○	○	短期
一時退避場所や帰宅困難者一時滞在施設等の維持・管理	○			短期
既存施設における備蓄スペースの確保	○	○		短期
備蓄品の確保	○	○	○	短期
災害時帰宅支援ステーションの拡充		○	○	短期

※1 施設等管理者：都市再生安全確保施設等の所有者・管理者（以下同様）

※2 事業者：その他の事業者（以下同様）

イ ルールやガイドラインの作成

■退避誘導を実施する体制づくり

◎避難誘導に関する地区内の統一ルールづくり

- 事業者及び行政は連携し、発災時に過度な屋外滞留者や混乱の発生を抑制するための地区内における避難誘導のルールづくりに取り組みます。
- 事業者及び行政は、発災時に地区全体で統一的な避難誘導が実施できるよう、避難誘導ルールの周知に取り組みます。

◎避難誘導マニュアル・マップ等の作成

- 事業者及び行政は連携し、関係者が連携して円滑な避難誘導を行うために、避難経路や避難施設等を含めた避難誘導マニュアル・マップ等の作成に取り組みます。

【その他の実施を検討する取組】

○帰宅困難者対応のための実行体制づくり

○エリアマネジメント団体等との連携

■都市再生安全確保施設等の受入等ルールづくり

◎都市再生安全確保施設運営の共通ガイドラインの作成(令和5年3月作成)

- 都市再生安全確保施設等の所有者・管理者及び行政は連携し、発災時に施設等を円滑に開設・運営するための共通ガイドラインの作成に取り組みます。

◎施設ごとの運用マニュアルの作成

- 都市再生安全確保施設等の所有者・管理者は、発災時における円滑な受入等ができるように、共通ガイドラインを参考にそれぞれの施設状況に合わせた運用マニュアルの作成に取り組みます。

【取組体制・実施期間】

取組内容	施設等 管理者	事業者	行政	実施 期間
避難誘導に関する地区内の統一ルールづくり		○	○	短期
避難誘導マニュアル・マップ等の作成		○	○	短期
都市再生安全確保施設運営の共通ガイドラインの作成	○		○	短期
施設ごとの運用マニュアルの作成	○			短期

ウ 情報伝達のための環境整備

■情報伝達体制の構築

◎情報伝達ルール等の検討

- 事業者、都市再生安全確保施設等の所有者・管理者及び行政は連携し、発災時に滞在者・来訪者に対してそれぞれが提供すべき情報の内容や、情報伝達の流れを整理した地区内における情報伝達ルール等を検討します。

◎情報伝達ルール等の共有

- 事業者、都市再生安全確保施設等の所有者・管理者及び行政は、情報伝達ルール等に基づき、発災時に必要な情報が伝達できるよう、地区内における情報伝達のルールや流れについて共通認識を持ち、平常時から連携に努めます。

■情報発信設備・環境の整備

◎デジタルサイネージ等の情報発信設備の整備・活用

- 事業者及び行政は、発災時の情報提供に活用するため、大型ビジョンやデジタルサイネージ等の情報発信設備の設置に取り組むとともに、既存の情報発信設備へのコンテンツ配信を推進します。

◎滞留者に対する情報入手方法の周知

- 事業者及び行政は連携し、啓発ポスターの掲出等により、発災時に滞在者・来訪者が必要な情報を入手するための方法の周知に努めます。

◎Wi-Fi アクセスポイントの設置

- 事業者及び行政は、発災時に滞留者が必要な情報にアクセスできるよう、Wi-Fi アクセスポイントの設置に取り組みます。

◎情報提供ツール等の多言語化等の推進

- 事業者及び行政は、外国人にも理解しやすいように、情報提供ツール等の多言語化やピクトグラムの導入を進めます。

◎情報伝達手段の確保

- 事業者、都市再生安全確保施設等の所有者・管理者及び行政は、発災時における情報伝達手段を確保するため、業務用簡易無線機等の非常用通信設備の導入について検討するとともに、ビジネスチャットツール等のコミュニケーションツールの導入を進めます。

【取組体制・実施期間】

取組内容	施設等 管理者	事業者	行政	実施 期間
情報伝達ルール等の検討	○	○	○	短期
情報伝達ルール等の共有	○	○	○	短期
デジタルサイネージ等の情報発信設備の整備・活用		○	○	短期
滞留者に対する情報入手方法の周知		○	○	短期
Wi-Fi アクセスポイントの設置		○	○	短期
情報提供ツール等の多言語化等の推進		○	○	短期
情報伝達手段の確保	○	○	○	短期

エ 防災に関する訓練の実施

■訓練方法の検討

◎防災訓練等と連携した帰宅困難者対応訓練の検討

- 事業者、都市再生安全確保施設等の所有者・管理者及び行政は連携し、地震を想定した防災訓練等に合わせて帰宅困難者対応訓練が実施できるよう、訓練方法等を検討します。

■定期的な訓練の実施

◎帰宅困難者対応訓練の実施

- 事業者、都市再生安全確保施設等の所有者・管理者及び行政は連携し、地域または各施設において、定期的な帰宅困難者対応訓練の実施に取り組みます。

◎対応訓練を踏まえたガイドライン等の検証

- 事業者、都市再生安全確保施設等の所有者・管理者及び行政は連携し、対応訓練を通じた発災時の役割や対応手順の確認に努めるとともに、ガイドライン等の検証を行います。

【取組体制・実施期間】

取組内容	施設等 管理者	事業者	行政	実施 期間
防災訓練等と連携した帰宅困難者対応訓練の検討	○	○	○	短期
帰宅困難者対応訓練の実施	○	○	○	短期
対応訓練を踏まえたガイドライン等の検証	○	○	○	短期

オ 防災に関する啓発活動の実施

■一斉帰宅抑制の啓発

◎ポスターの作成等による一斉帰宅抑制の啓発

- 行政は、一斉帰宅の抑制を周知するための啓発ポスター等を作成・配布し、事業者に対する一斉帰宅抑制の啓発に努めます。

◎従業者等への事業所内待機の啓発

- 事業者は、地区内の避難誘導ルールを理解に努めるとともに、従業者等への事業所内待機の周知を図ります。

■啓発活動の実施

◎帰宅困難者対策についての啓発

- 事業者及び行政は連携し、発災時に備え平常時から行うべき取組が認識されるよう、関係者への帰宅困難者対策についての啓発に努めます。

◎滞留者への防災についての啓発

- 事業者及び行政は連携し、施設内への啓発ポスターの掲出等により、滞留者に対し、発災時に取るべき行動や、一人ひとりが平常時から行うべきこと等、防災についての啓発に努めます。

【取組体制・実施期間】

取組内容	施設等 管理者	事業者	行政	実施 期間
ポスターの作成等による一斉帰宅抑制の啓発			○	短期
従業者等への事業所内待機の啓発		○		短期
帰宅困難者対策についての啓発		○	○	短期
滞留者への防災についての啓発		○	○	短期

カ 事業者による防災活動の強化

■耐震改修の促進

◎耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進

- 事業者及び行政は連携し、広島市建築物耐震改修促進計画に基づき、多数の者が利用する建築物の耐震化を促進します。

【その他の実施を検討する取組】

○建物の安全確認マニュアル等の作成

■施設内待機のための備え

◎家具・什器類の固定による安全確保

- 事業者は、従業者等が安全に事業所内に留まることができるよう、家具・什器類の固定による安全確保を図ります。

■自主防災体制の充実

◎自主防災計画、計画に基づく自主防災訓練等の実施

- 事業者は、自主的な防災体制を構築するため、自主防災計画の作成や、計画に基づく自主防災訓練等の実施に取り組みます。

■事業継続のための取組の実施

◎非常用電源設備の確保

- 事業者は、発災時においてライフラインの途絶等により事業継続が困難とならないよう、非常用電源設備の確保に努めます。

◎事業継続計画(BCP)等の作成

- 事業者は、発災時においても事業を継続し、都市機能を維持することができるよう、事業継続計画(BCP)等の作成に努めるとともに、都市再生安全確保計画に基づく帰宅困難者対策の反映を図ります。

【取組体制・実施期間】

取組内容	施設等 管理者	事業者	行政	実施 期間
耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進		○	○	短期
家具・什器類の固定による安全確保		○		短期
自主防災計画、計画に基づく自主防災訓練等の実施		○		短期
非常用電源設備の確保		○		中・長期
事業継続計画(BCP)等の作成		○		中・長期

(3)発災時に実施する事務

滞留者の安全の確保を図るために発災時に実施する事務は以下の通りです。

ア 一斉帰宅の抑制

■建物の安全性を確認する仕組みづくり

◎建物の安全性についての周知・伝達

- 事業者は、発災時に建物安全性が確認された場合は、過度の屋外滞留者の発生や一斉帰宅の抑制を図るため、施設利用者に対し、館内放送等を利用した建物の安全性についての周知・伝達に努めます。

■一斉帰宅抑制の周知

◎滞在者・来訪者に対する帰宅抑制の周知

- 事業者と行政は連携し、発災時に館内放送や防災スピーカー等を活用した情報提供を行い、滞留者に対する帰宅抑制を周知します。

【取組体制・実施期間】

取組内容	施設等 管理者	事業者	行政	実施 期間
建物の安全性についての周知・伝達		○		短期
滞留者に対する帰宅抑制の周知		○	○	短期

イ 避難誘導、都市再生安全確保施設等での受入等の実施

■迅速な情報提供の実施

◎防災情報メールや防災アプリ等を活用した情報提供

- 行政は、発災時に滞留者が混乱なく自ら行動することができるように、防災情報メールやひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」等による必要な情報提供に努めます。

■円滑な避難誘導の実施

◎避難誘導や避難路における交通整理の実施

- 事業者は、発災時に避難誘導ルールに基づく避難誘導を行い、必要に応じて、避難路の安全性を確保するための交通整理等を行います。

◎都市再生安全確保施設等の開設・運営

- 都市再生安全確保施設等の所有者・管理者は、共通ガイドラインや運用マニュアルに基づき、施設等の開設・運営を行います。

【その他の実施を検討する取組】

○情報収集等を行うための現地拠点の設置

【取組体制・実施期間】

取組内容	施設等 管理者	事業者	行政	実施 期間
防災アプリ等を活用した情報提供			○	短期
避難誘導や避難路における交通整理の実施		○		短期
都市再生安全確保施設等の開設・運営	○			短期

ウ 帰宅可能者への支援

■徒歩帰宅支援情報の提供

◎徒歩帰宅者を支援する情報提供の推進

- 事業者と行政は連携し、徒歩で帰宅する滞留者が自ら安全を確認し、帰宅することができるように、災害時帰宅支援ステーションなど必要な情報提供に努めます。

【取組体制・実施期間】

取組内容	施設等 管理者	事業者	行政	実施 期間
徒歩帰宅者を支援する情報提供の推進		○	○	短期

(4)その他防災性の向上のために必要な事項

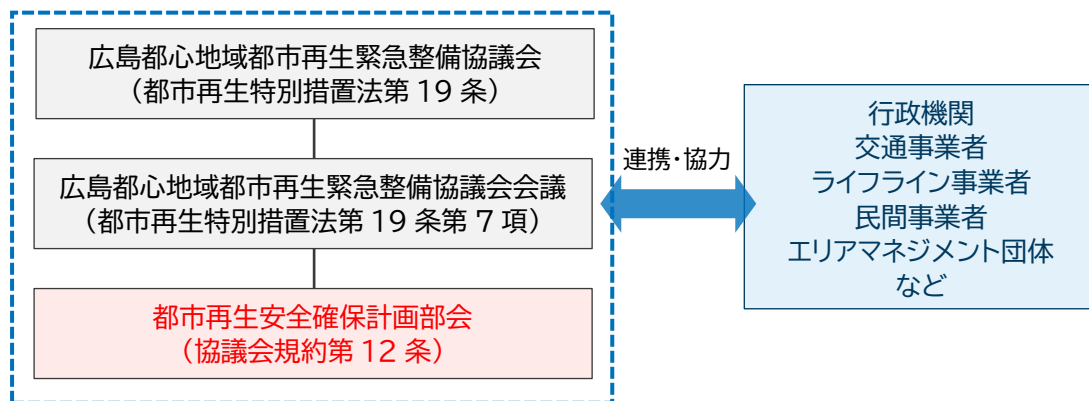
- 今後も広島都心地域の地域整備方針に沿って、オープンスペースの確保等による防災機能の強化や建築物の不燃化、耐震化等により、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。
- また、関係者の連携による災害対応力の強化を図り、地区全体の安全性や信頼性を確保することにより、市民はもとより国内外から更に多くの人や企業を惹きつけ、新たな交流とにぎわいを生み出す都市づくりを目指します。

第5章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制

- 本計画の推進は、「広島都心地域都市再生緊急整備協議会」の下に設置される「都市再生安全確保計画部会」を継続的に開催し、同部会が主体となって行います。
- 協議会及び部会は、国、県・市等の行政関係者に加え、交通事業者やライフライン事業者、宿泊・商業等の大規模施設管理者等が構成員として参加しており、官民一体での取組を進めます。

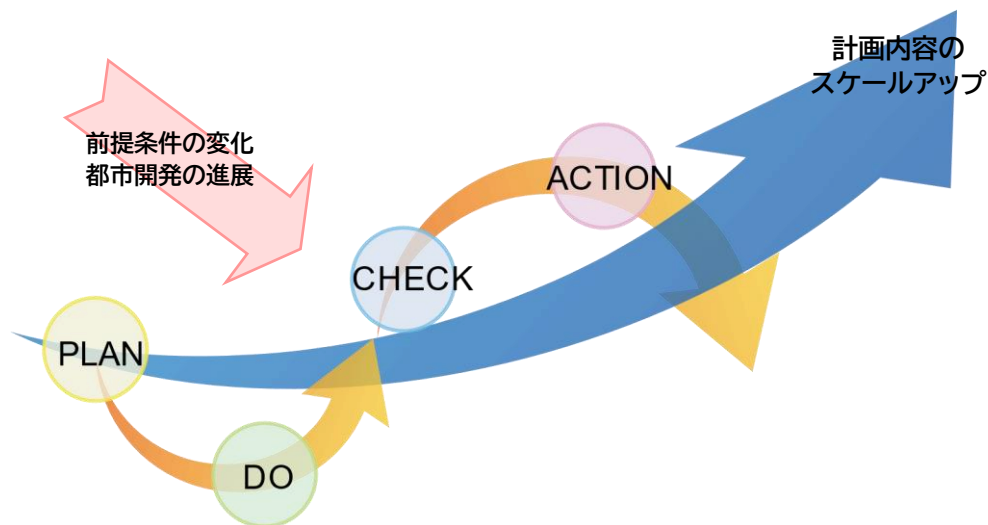
図 計画の推進体制



2. 計画の見直し・変更

- 本計画は、早期に着手・実現可能な取組から推進していくことを基本として策定しましたが、計画の実行性を高めるために、中・長期的な取組についても引き続き官民連携で検討を進めるとともに、PDCAサイクルによる内容の改善・更新を行い、計画内容のスケールアップを図っていきます。
- また、計画検討の前提条件の変化や各地区における都市開発の進展等、計画に記載されている事業内容の変更が必要となった場合には、計画の変更を行うものとします。
- 特に、津波発生時の一時退避場所や帰宅困難者一時滞在施設等の不足、新型コロナウイルス感染症対策といった継続的な課題について、引き続き、対策を検討します。
- さらに、近年、台風や記録的豪雨による浸水被害が頻発化しており、地震に対してのみならず、浸水被害に対する滞留者の安全確保が求められており、本計画に記載の内容をベースとしながら、浸水被害発生時の対応策についても検討していきます。

図 計画内容のスケールアップのイメージ



資料編

1. アンケート調査結果（※計画策定時）

(1) アンケート調査の概要

- 災害対策等の現状と課題を把握するためのアンケート調査を、帰宅困難者一時滞在施設（広島駅周辺地区／紙屋町・八丁堀地区）の事業者及び「広島都心地域都市再生緊急整備協議会都市再生安全確保計画部会」の構成員を対象に実施しました。

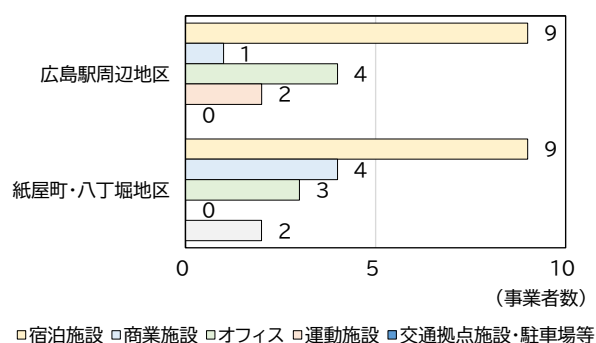
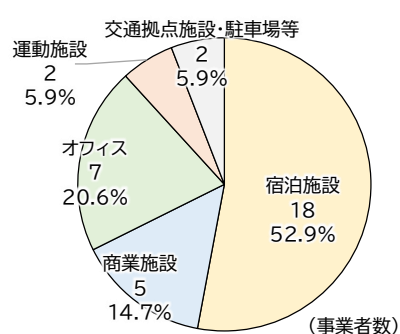
※ グラフ内の値については、有効回答分を算定

地区		配付数	回答数
広島駅周辺地区	帰宅困難者一時滞在施設事業者	14	13
	構成員(上記事業者除く)	2	2
紙屋町・八丁堀地区	帰宅困難者一時滞在施設事業者	13	10
	構成員(上記事業者除く)	5	5
合 計		34	30

(2) アンケート結果

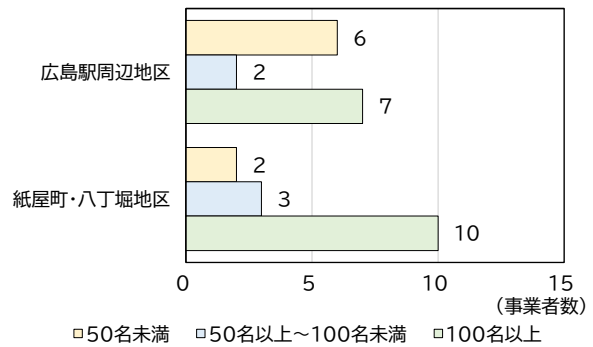
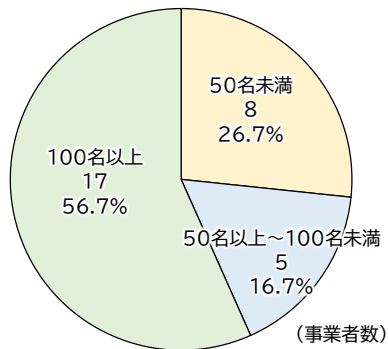
■ アンケート対象事業者の業種について

- 最も多い業種は宿泊施設で、全体の過半数を占めています。
- 広島駅周辺地区では、紙屋町・八丁堀地区に比べて商業施設が少ない状況です。



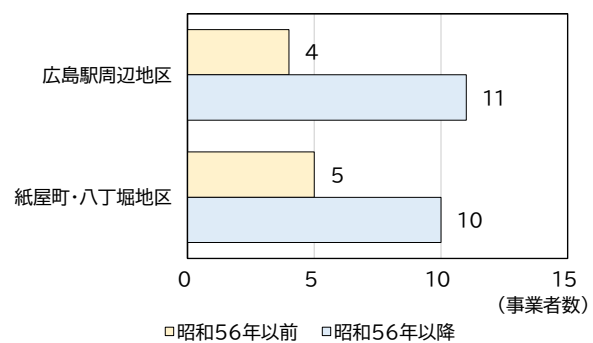
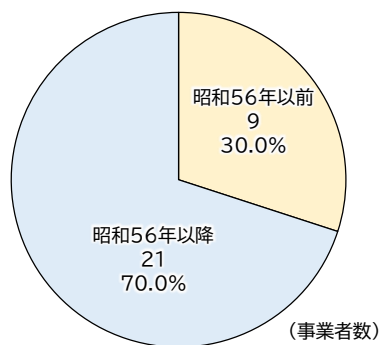
■アンケート対象事業者の従業員数について

- 従業員数 100 名以上の事業者が全体の約 6 割を占めています。
- 広島駅周辺地区では、紙屋町・八丁堀地区に比べて従業員数 50 名未満の事業者が多い状況です。

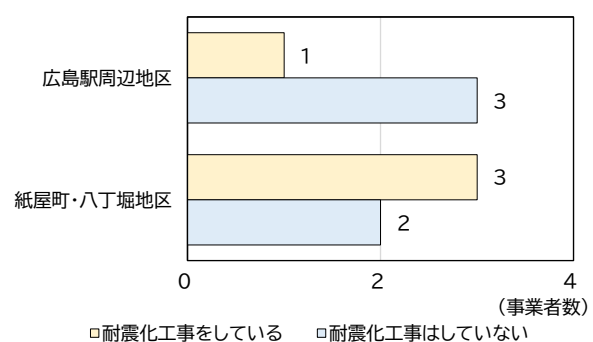
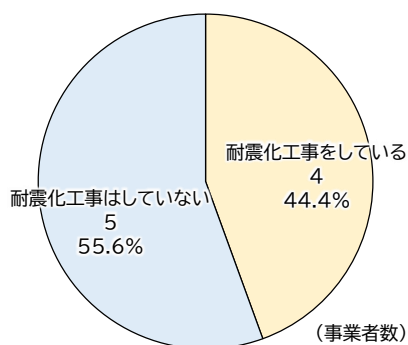


■建物の耐震化について

- 全体の約 7 割の事業者が新耐震基準を満たす建物となっています。



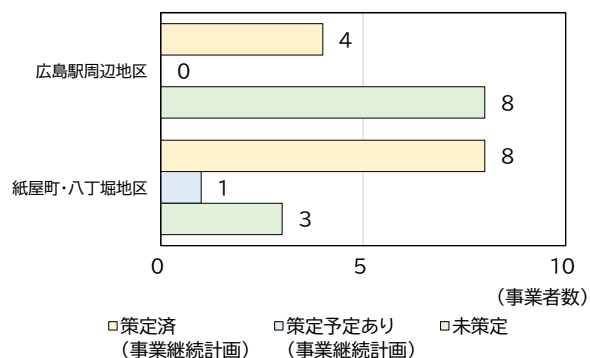
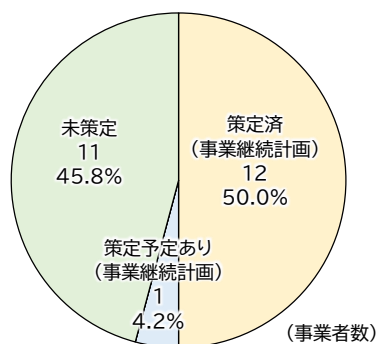
- 新耐震基準以前の建物のうち、耐震化工事をしていない建物が過半数を占めています。



■事業継続計画、自主防災計画等について

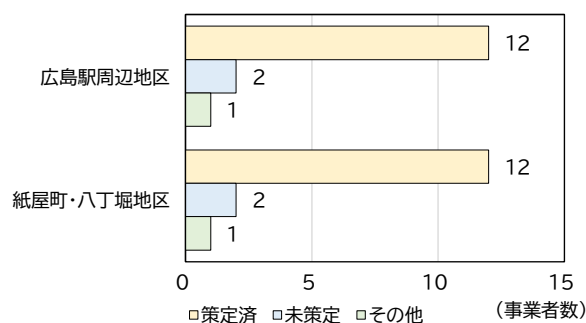
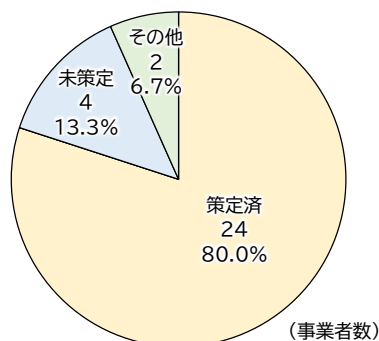
《事業継続計画、事業継続力強化計画》

- 事業継続計画を策定済みまたは策定予定の事業者が全体の過半数を占めています。
- 事業継続力計画を策定済みまたは策定予定ありの事業者はありません。
- 広島駅周辺地区では、紙屋町・八丁堀地区に比べて未策定の事業者が多い状況です。



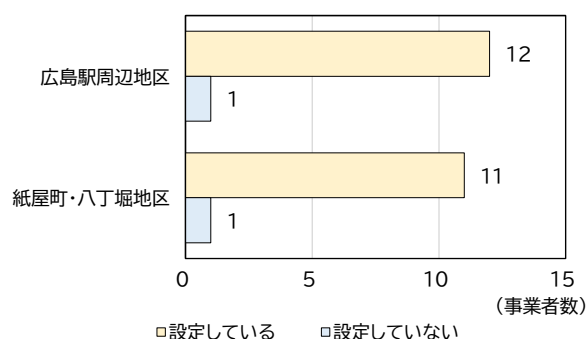
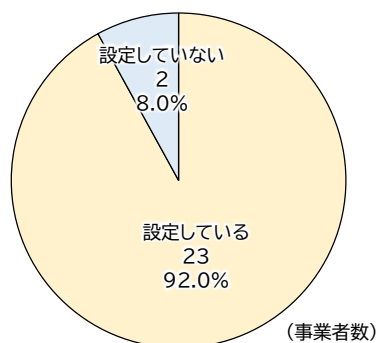
《自主防災計画》

- 全体の約8割の事業者が自主防災計画を策定済みです。
- その他として、消防計画の一部として策定している事業者もみられます。



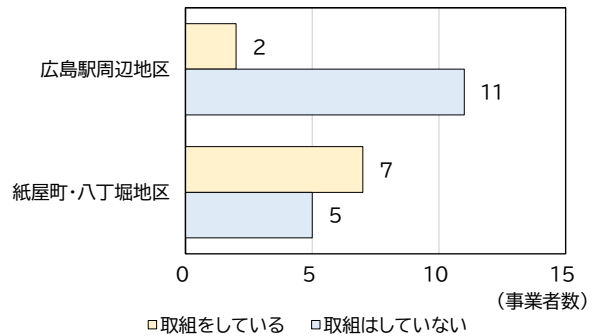
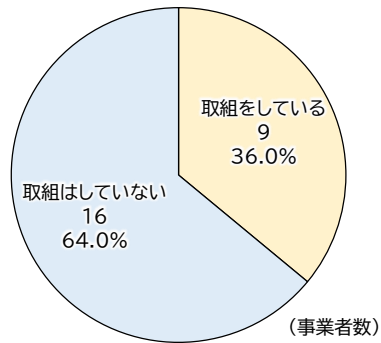
《避難経路の設定》

- 全体の約9割の事業者が避難経路を設定しています。



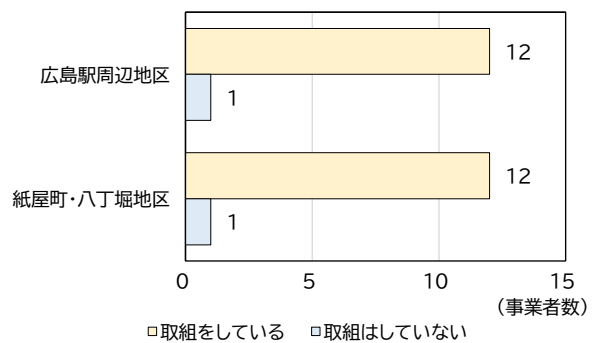
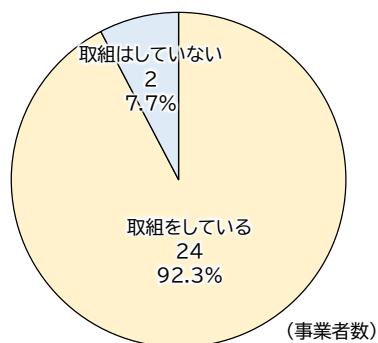
《一斉帰宅抑制への取組》

- 一斉帰宅抑制への取組を行っている事業者は全体の約4割弱にとどまっています。
- 紙屋町・八丁堀地区では、広島駅周辺地区に比べて一斉帰宅抑制への取組をしている事業者が多い状況です。
- 具体的な取組として、防災訓練時に合わせた周知などが行われています。



《平常時の取組》

- 全体の約9割以上の事業者で平常時の取組が行われており、具体的な取組として、防災訓練（定期・不定期あり）が行われています。

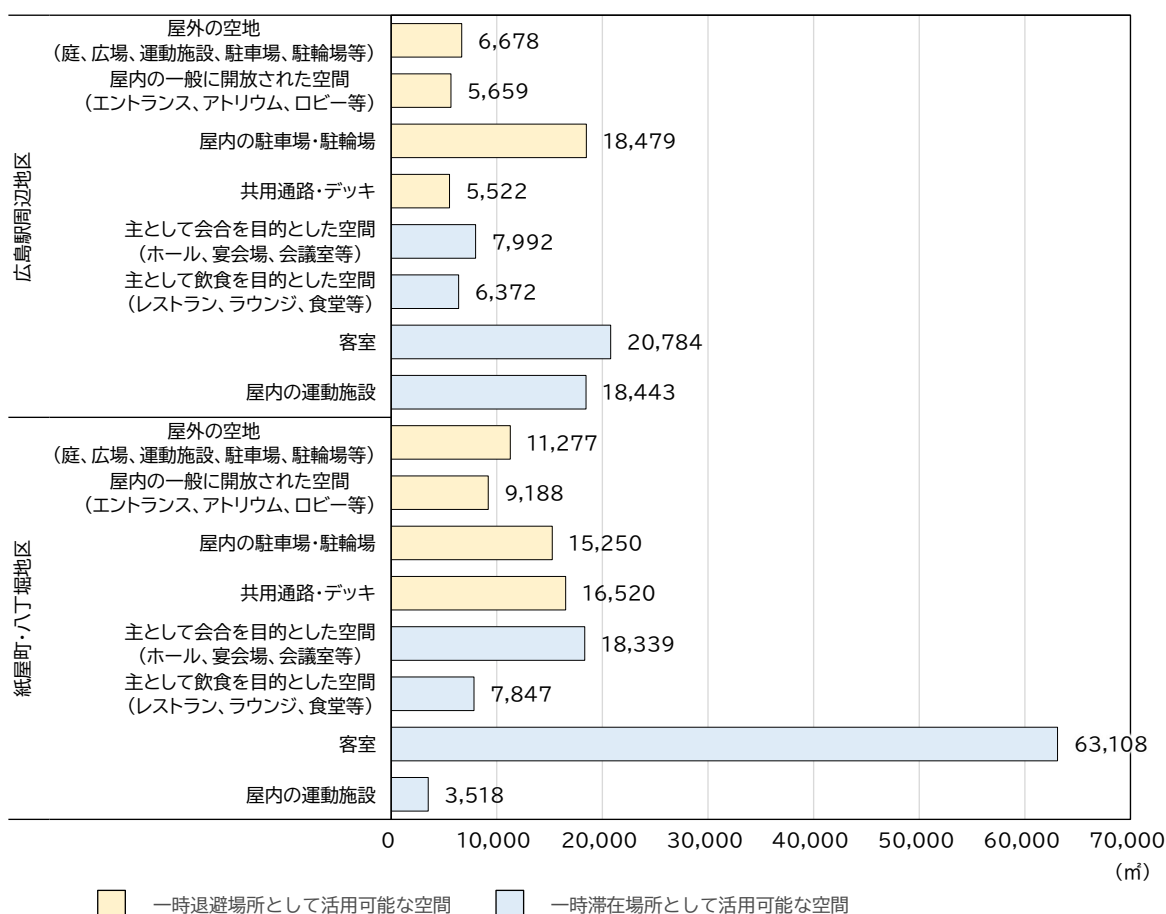


■一時退避、一時滞在の可能性について

《一時退避又は一時滞在に活用可能な空間》

- 一時退避に活用可能な空間として最も面積が大きい空間は、広島駅周辺地区では、屋内の駐車場・駐輪場で、紙屋町・八丁堀地区では、共用通路・デッキとなっています。
- 一時滞在に活用可能な空間として最も面積が大きい空間は客室で、紙屋町・八丁堀地区では、広島駅周辺地区の約3倍の面積となっています。

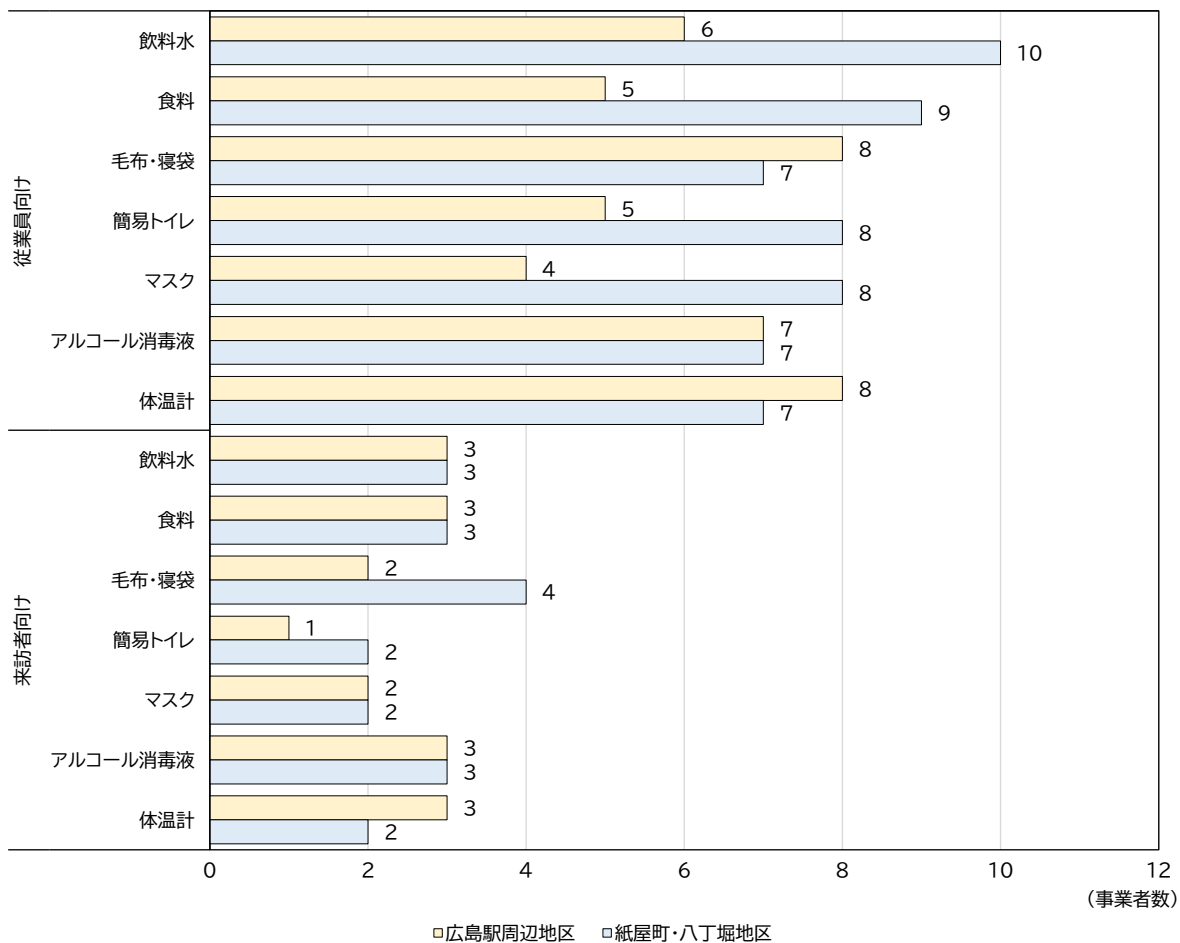
※ 活用可能な客室面積は、客室タイプ別面積の中間値に客室数を乗じて算定



■備蓄について

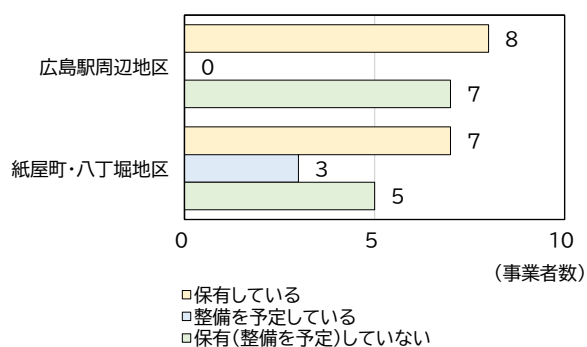
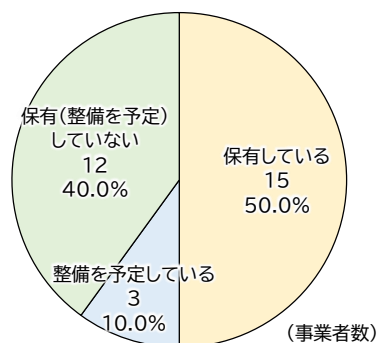
《備蓄をしている事業者数》

- 両地区とも、従業員向けの備蓄をしている事業者数に比べて、来訪者向けの備蓄を行っている事業者数が少ない状況です。
- 紙屋町・八丁堀地区では、広島駅周辺地区に比べて従業員向けの飲料水や食料、簡易トイレ、マスクを備蓄している事業者が多い状況です。



《備蓄倉庫》

- 全体の約6割の事業者が備蓄倉庫を保有、又は整備を予定しています。



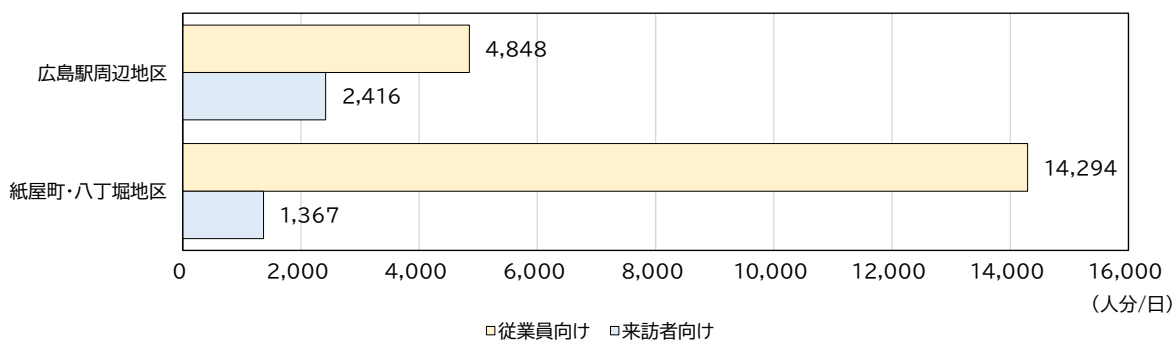
＜備蓄物及び備蓄量＞

- 全体的に来訪者向けの備蓄に比べて従業員向けの備蓄が多い状況です。

【飲料水】

- 紙屋町・八丁堀地区では、広島駅周辺地区に比べて従業員向け備蓄が多い状況です。

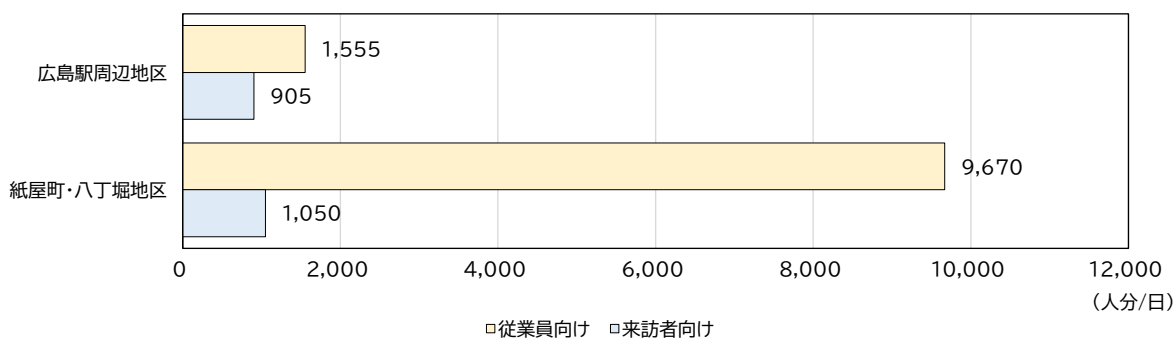
※ 1日あたりに必要とされる水（飲料水と食事）3ℓ/人のうち、飲料水を1.5ℓ/人として算出



【食料】

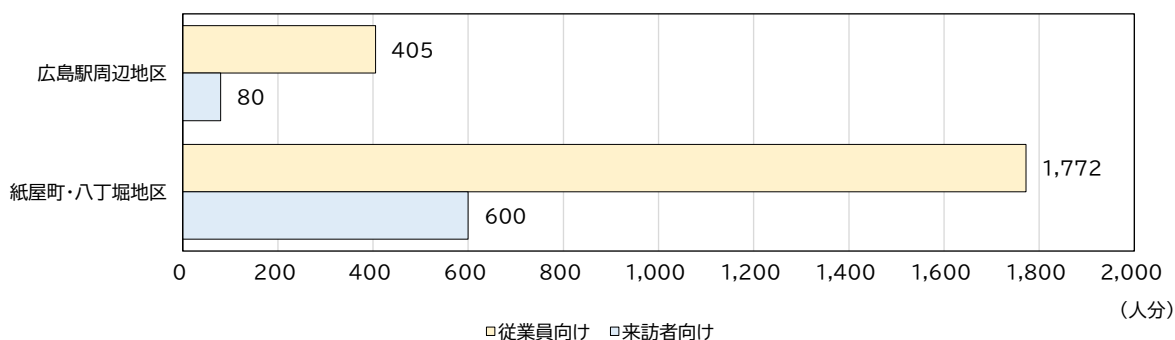
- 紙屋町・八丁堀地区では、広島駅周辺地区に比べて従業員向け備蓄が多い状況です。

※ 3食を1日分として算出



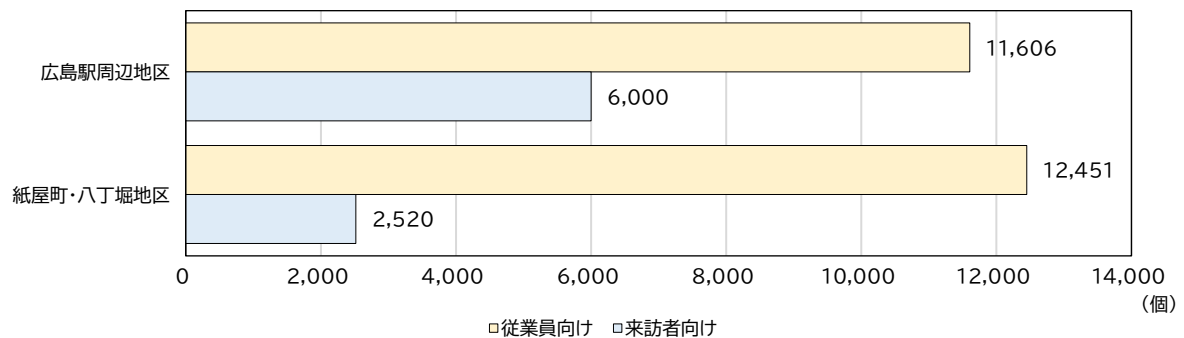
【毛布・寝袋】

- 紙屋町・八丁堀地区では、広島駅周辺地区に比べて従業員向け及び来訪者向け備蓄が多い状況です。



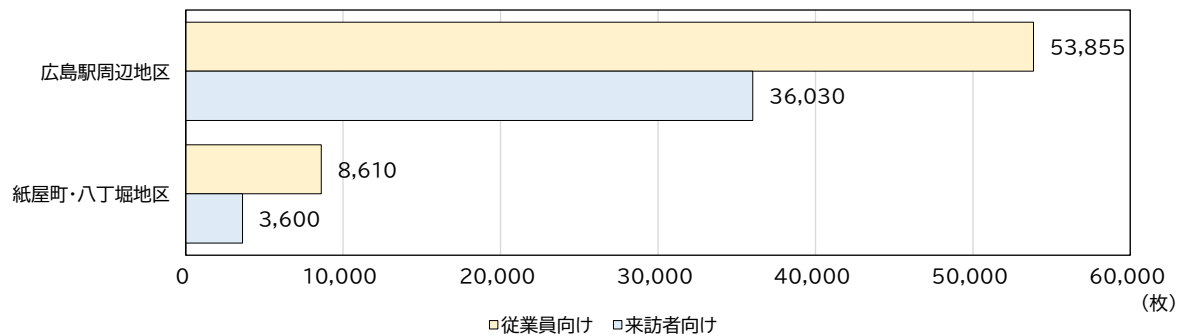
【簡易トイレ】

- 広島駅周辺地区では、紙屋町・八丁堀地区に比べて来訪者向け備蓄が多い状況です。



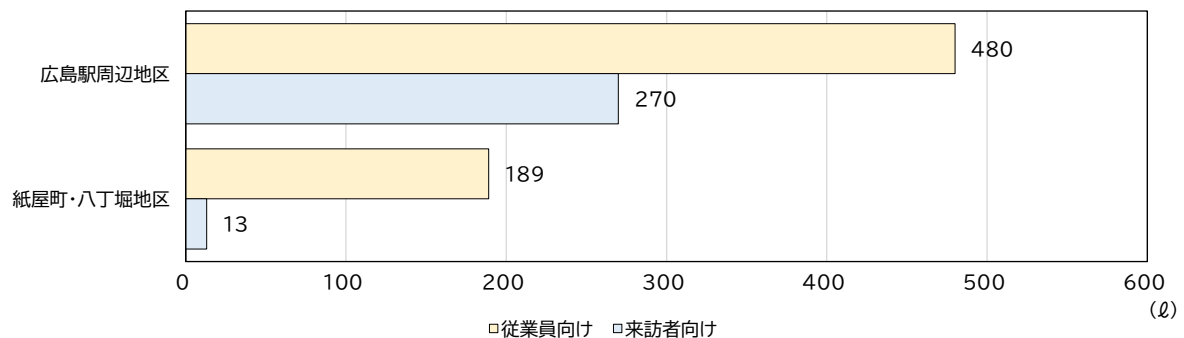
【マスク】

- 広島駅周辺地区では、紙屋町・八丁堀地区に比べて従業員向け及び来訪者向け備蓄が多い状況です。



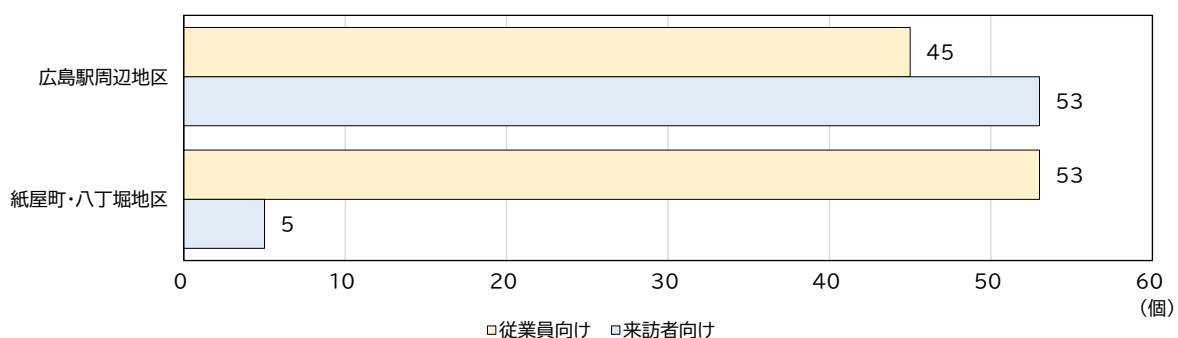
【アルコール消毒液】

- 広島駅周辺地区では、紙屋町・八丁堀地区に比べて従業員向け及び来訪者向け備蓄が多い状況です。



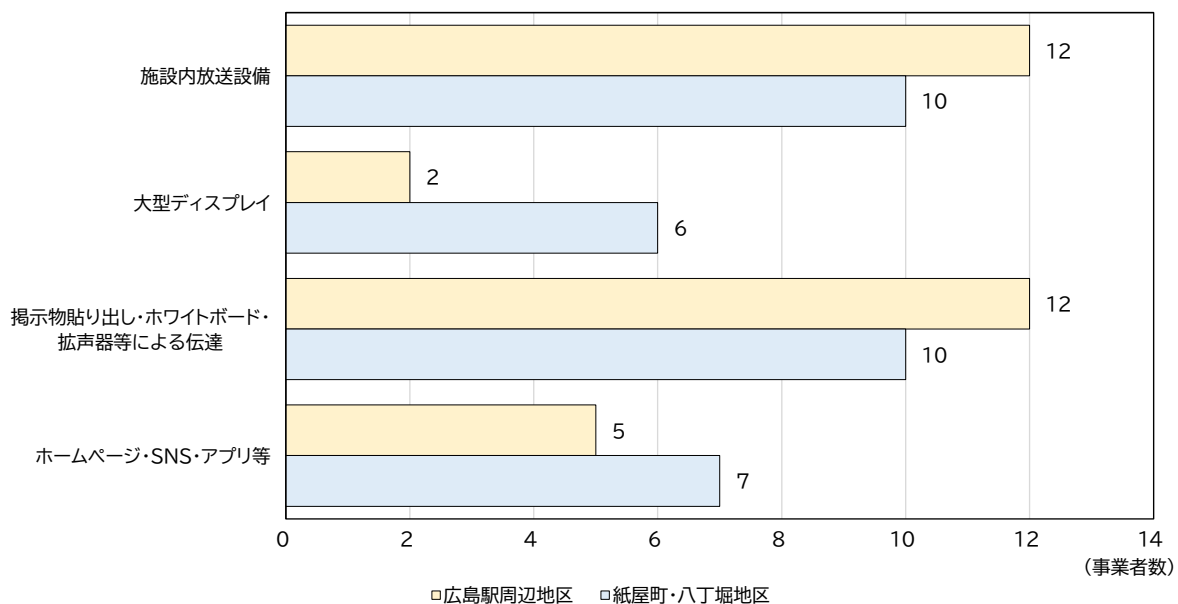
【体温計】

- 広島駅周辺地区では、紙屋町・八丁堀地区に比べて来訪者向け備蓄が多い状況です。



■来訪者に対する災害時の情報伝達手段・設備について

- 両地区ともに、施設内放送設備、掲示物貼り出し・ホワイトボード・拡声器等による伝達が多い状況です。

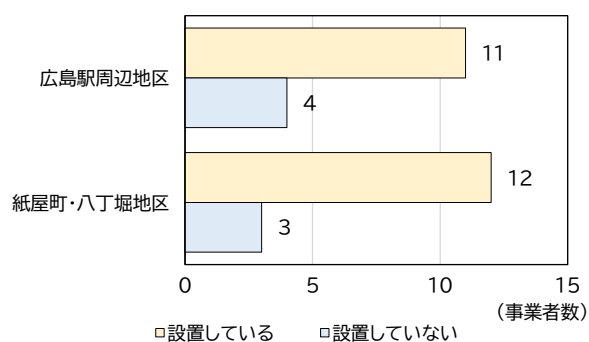
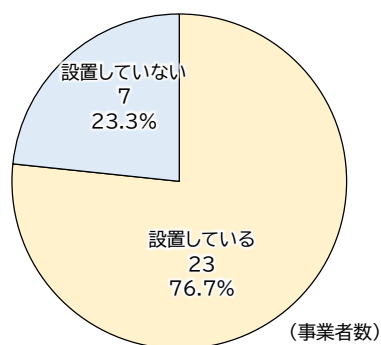


■非常用電源の設置等について

《発電機》

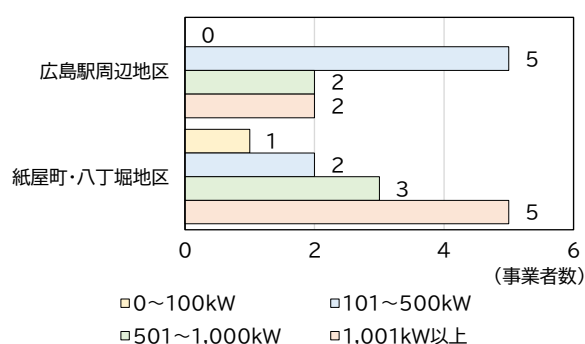
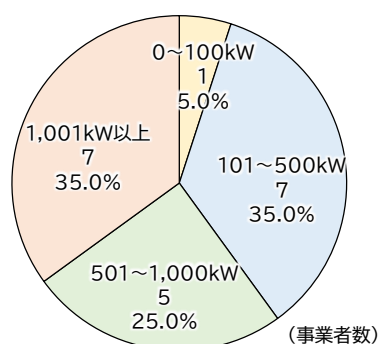
【設置事業者数】

- 全体の約8割の事業者が発電機を設置しています。



【発電出力別設置事業者数】

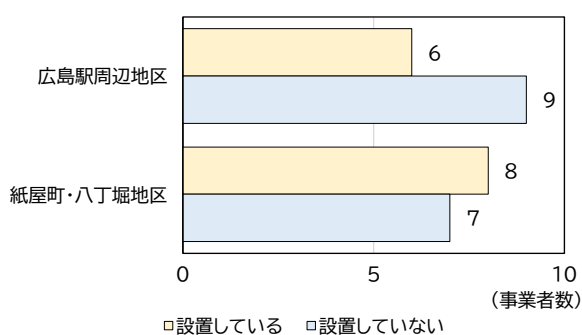
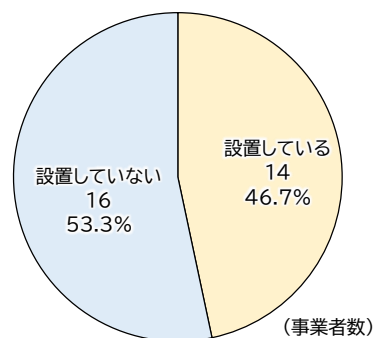
- 広島駅周辺地区では、発電出力が101～500kWの発電機を、紙屋町・八丁堀地区では、1,001kW以上の発電機を設置している事業者が多い状況です。



《蓄電池》

【設置事業者数】

- 紙屋町・八丁堀地区では、広島駅周辺地区に比べて蓄電池を設置している事業者が多い状況です。



■過去の災害(平成30年7月豪雨災害等)時の対応における課題

課題	内容
事業所の浸水	・受変電設備が地下に設置されており、浸水時に停電のおそれがある。 ・止水板を超えて事業所内に浸水した。 ・浸水対策のための防潮シートや防潮板が整備されているが、経年劣化等で、浸水時に迅速な設置が困難
事業継続のための対応要員確保	・災害時に、公共交通機関が運行停止した場合の、安全で迅速な出社手段の確保 ・事前に公共交通機関の運行停止等の情報がある場合は、前泊による対応要員の確保
情報収集・情報発信	・気象台情報を基準として対応・対策を講じ、社会動向を見てからの活動になるため、後手に回ってしまう。 ・交通機関との運行情報の管理・集約、連携が不十分であったため、旅客対応が混乱することがあった。

■その他、災害時の安全確保についてのご意見

意見	内容
災害時の体制	・広島市と締結している一時滞在施設協定書に記載している受入収容人数に対し、施設事業者の従業員での対応は困難なため、行政からの応援要員を、迅速に複数人派遣して欲しい。 ・一時滞在施設の開設状況や受入状況をどのように発信し、誘導していくか決定する必要がある。 ・一時滞在施設事業者による帰宅困難者への支援内容を、トラブル防止のため、食事の提供の有無を含めて統一するための運用基準を定める必要がある。 ・帰宅困難者対策では、気象状況、公共交通機関の運行状況等が大きく影響するため、公共機関や他の事業所等との一層の連携が必要となる。 ・災害の発生が、建物管理人員が少ない時間帯であった場合には建物の被害確認や応急処置、従業員等の安全確保が優先されることから、帰宅困難者対応などに十分な要員を割けず、受入が困難な状況が想定される。 ・安全確保計画策定においては、発災時、それぞれの施設等の対応に忙殺されることになると想定されるため、地区全体の活動体制をどのように構築していくか、各事業者のBCP・防災対策とどう組み合わせていくかがカギとなる。
避難場所	・地下街は、豪雨災害時に雨水浸水のおそれがあるため、雨天時の避難場所には適さない。 ・一時退避場所となる公園の冬季(15℃以下の外気温)に対応できる運営の検討
費用・役割分担	・帰宅困難者が発生すれば、積極的に受入するため、宿泊にかかる費用を行政で負担していただきたい。 ・帰宅困難者を含む館内滞在者用として、食料・毛布・感染対策用品等の備蓄物を5か年計画で整備し、毎年、更新を予定している。このような備蓄物の整備にかかる役割分担や費用の検討が必要ではないか。
その他	・備蓄している消費期限間近(概ね半年前)の食料等の消費機関の紹介をいただいたら幸いです。

2. 都市再生安全確保計画部会 構成員名簿(令和7年3月時点)

(順不同)

役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関	
内閣府地方創生推進事務局参事官	
国土交通省中国地方整備局建政部長	
国土交通省中国運輸局総務部長	
◇地方公共団体	
広島県危機管理監	
広島県警察本部警備部長	
広島県警察本部交通部長	
広島市危機管理担当局長	
広島市都市整備局長	部会長
広島市道路交通局長	
◇民間事業者等	
株式会社エキシティ広島 総務部長	
株式会社エディオン 広島事務所 広島事務所長	
NTT 都市開発株式会社 中国支店 副支店長	
シェラトングランドホテル広島 総支配人	
住友不動産建物サービス株式会社 広島営業所 所長	BIGFRONT ひろしま
株式会社そごう・西武 そごう広島店 アドミニストレーション部長	
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 主任	グラノード広島
中国電力ネットワーク株式会社 業務部長	
西日本電信電話株式会社 中国支店 事業推進室 担当部長	

西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部 経営企画部長	
広島ガス株式会社 常務執行役員 総務部長	
株式会社広島銀行 ソリューション営業部 公務営業室長	
広島高速交通株式会社 常務取締役	
広島地下街開発株式会社 常務取締役	
広島テレビ放送株式会社 総務局長	
広島電鉄株式会社 執行役員 地域共創本部長	
株式会社広島バスセンター 安全対策室長	
広島駅南口開発株式会社 施設課長	
株式会社ホテルグランヴィア広島 企画部 部長	
ホテルメルパルク広島 営業企画チームリーダー	
株式会社ホライズン・ホテルズ広島ホテル事業所 ANAクラウンプラザホテル広島 総支配人	
株式会社リーガロイヤルホテル広島 総務人事課長	